

第2期

宮津市地域福祉計画

ささえあい

安全に安心して暮らせる

福祉のまち みやづ



宮 津 市

は じ め に

本市では、平成31年3月に「宮津市地域福祉計画」を策定し、すべての市民があたたかい心を養い、みんなで支え合い、助け合う中で、住み慣れた地域で安心して、生きがいを持って生活できる地域福祉の実現を目指し、市民の皆様、関係団体の皆様と連携し、取り組んでまいりました。

この間、社会を取り巻く環境は大きく変化し、少子高齢・人口減少の進行により、過疎化の進行や生産年齢人口の減少に加え、核家族化や個人の価値観の多様化、情報化社会の進展などにより、地域のつながりが希薄化するなど家庭や地域での支え合いが難しい状況となっています。また、引きこもりなどによる社会からの孤立や虐待問題、貧困問題やヤングケアラーなど地域住民が抱える課題は複雑化・複合化しています。



こうした課題を抱える方や世帯を支援するため、地域住民による支え合い・つながりと公的支援が連動した、包括的な支援体制の構築が求められています。これらの社会情勢の変化や前回計画の取組状況、関係団体等からのご意見及び市民アンケートの結果などを踏まえ、更なる地域福祉の充実を図り、地域で課題解決できる地域共生社会の実現に向けて、「第2期宮津市地域福祉計画」を策定いたしました。

本計画では、“ささえあい 安全に安心して暮らせる 福祉のまち みやづ”を基本理念とし、「地域福祉を推進する人づくり」「地域で助け合うつながりづくり」「安心して生活できる環境づくり」「地域での自立を支えるしくみづくり」の4つの基本目標を掲げ、子どもからお年寄りまでのすべての市民が住み慣れた地域でいつまでも安全で安心して暮らすことができる地域共生社会づくりに取り組んでまいります。また、「成年後見制度利用促進基本計画」を一体的に策定することで、さらなる権利擁護の推進を図ってまいります。

今後も、市民、関係団体の皆様と連携・協働しながら地域福祉の推進に全力で取り組んでまいりますので、皆様のより一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、熱心にご審議をいただきました「宮津市地域福祉計画推進協議会」委員の皆様をはじめ、ご意見をいただきました関係団体等の皆様、アンケート調査を通じて貴重なご意見をいただきました市民の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和6年3月

宮津市長 城 崎 雅 文

目 次

第1章 地域福祉計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の期間	8
第4節 計画策定の体制	8

第2章 宮津市の現状

第1節 人口・世帯の状況	9
第2節 福祉の各分野の状況	11
第3節 地域福祉活動の状況	19

第3章 地域福祉計画（前回計画）の取組状況や意見聴取、 市民アンケート結果から見えてきた現状

.....	21
-------	----

第4章 地域福祉推進の新たな視点

.....	26
-------	----

第5章 第2期計画の理念と目標

第1節 基本理念	27
第2節 基本目標	28
第3節 取組の体系	29

第6章 第2期計画の取組

基本目標1 地域福祉を推進する人づくり	30
基本目標2 地域で助け合うつながりづくり	33
基本目標3 安心して生活できる環境づくり	36
基本目標4 地域での自立を支えるしくみづくり	39

第7章 計画の推進体制

第1節 地域福祉活動と福祉サービスの担い手の連携と協働	42
第2節 計画の進行管理	43

資料編

1 地域福祉計画（前回計画）の取組状況と検証	44
2 意見聴取から主な意見 （民生委員・児童委員、社協支会など福祉関係団体等）	49
3 市民アンケートの結果	52
4 宮津市地域福祉計画推進協議会委員名簿	57
5 宮津市地域福祉計画推進協議会設置要綱	58
6 第2期宮津市地域福祉計画策定経過	59
7 用語解説	60

第1章 地域福祉計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

1 我が国の状況

近年、我が国が抱えている大きな課題である少子高齢・人口減少の進行は、過疎化や生産年齢人口の減少に加え、核家族化や個人の価値観の多様化、情報化社会の進展などにより、地域のつながりが希薄化するなど家庭や地域での支え合いが難しい状況になっています。

このような状況において、地域創生や一億総活躍社会の実現に向けた取組が進められ、ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月閣議決定）では、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる、地域共生社会の実現が求められています。住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域社会をつくるためには、一人ひとりが、こころをつなぎ、意欲と持てる力に応じた「社会の支え手」となるとともに、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題に対応するため、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていくことが大切です。地域共生社会の実現に向けては、地域住民や福祉関係事業者及び社会福祉に関する活動を行う者が、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉を推進することが求められています。

また、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と本人保護の理念との調和の観点から導入された成年後見制度について、市町村においては、権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関の設置が努力義務とされ、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加、認知症高齢者の増加に伴い、その必要性は益々高まっています。

2 宮津市の状況と計画策定の趣旨

地域福祉とは、一人ひとりが価値観や人権を尊重し合い、それぞれの地域において自立して安心して暮らせるよう、市民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政等がお互いに協力し、助け合いながら地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方で

す。

本市におきましては、令和4年度末の高齢化率が43.4%となり、国や京都府と比較して、人口減少と少子高齢化が一層進行し、特に、高齢者のいる世帯割合では国

や京都府と比べ、約 1.5 倍となっており、支援を必要とする高齢者の増加と生産年齢人口の減少に伴う担い手不足への対応が喫緊の課題となっています。

本市では、平成 31 年 3 月に“ささえあい 安全に安心して暮らせる 福祉のまち みやづ”を基本理念とした「宮津市地域福祉計画」を策定し、すべての市民が、あたたかいところを養い、みんなで支え合い、助け合う中で、だれもが住み慣れた地域で、一人ひとりの尊厳が保たれ、いつまでも安全で安心して、生きがいを持って生活できる地域福祉の実現を目指し取組を進めてきました。

一方では、引きこもりなどによる社会からの孤立や虐待問題、貧困問題やヤングケアラーなど地域住民が抱える課題は複雑化・複合化しています。

これらの社会情勢の変化や前回計画の取組状況、関係団体等からの意見聴取及び市民アンケート結果などによって課題を整理し、「第 2 期宮津市地域福祉計画」を策定し、更なる地域福祉の充実を図り、新しい福祉のまちづくりを推進するものです。

第 2 節 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に規定する「市町村地域福祉計画」であり、「第 7 次宮津市総合計画」を最上位計画として、児童福祉、高齢者福祉、障害者（児）福祉等、福祉関係の各計画との整合性を図るとともに、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスを横断的に推進し、福祉以外の分野の諸計画とも連携し、地域や地域住民を主体とした共通する課題の解決を目指し「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めます。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に規定する「市町村計画」としても位置づけます。

【社会福祉法（抄）】

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

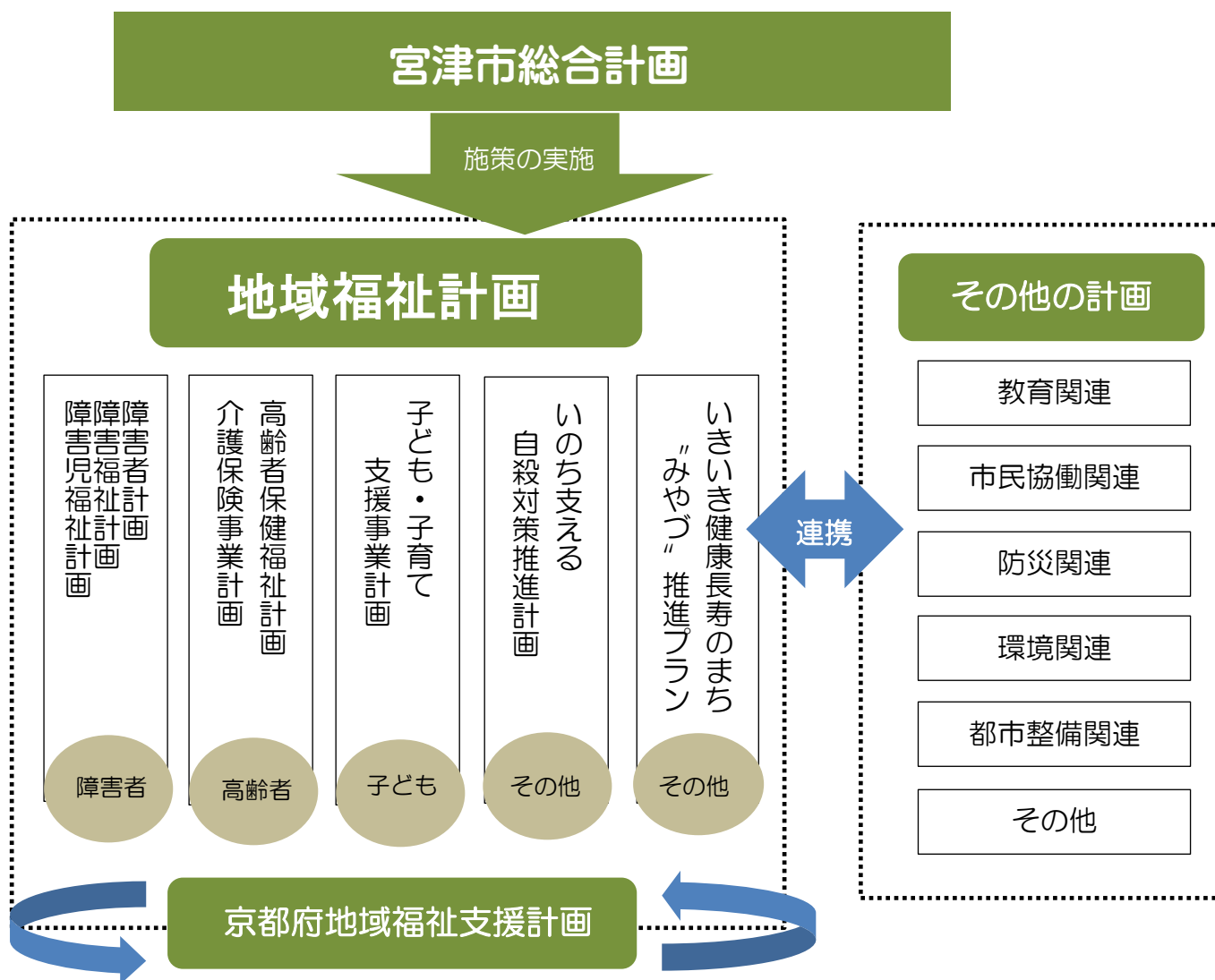
- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

【成年後見制度の利用の促進に関する法律（抄）】

（市町村の講ずる措置）

第 14 条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施期間の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。



○地域福祉に関する国の動向・法改正

〔地域共生社会の実現に向けて〕

◆平成 28 年 6 月に、地域共生社会の実現を盛り込んだ「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定されました。

◆地域共生社会は、制度や分野ごとに「縦割り」や「支え手」「受け手」の関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮ら

しと生きがい、地域を共に創っていく社会を目指すものと位置づけられています。
◆厚生労働省では、「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）平成 29 年 2 月厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）を取りまとめ、改革の骨格の一つとして「地域課題の解決力の強化」を掲げ、その中で、

- （１）住民相互の支え合い機能を強化し、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制の整備
- （２）複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築
- （３）地域福祉計画の充実

が示されています。

〔地域福祉計画の充実について〕

◆地域共生社会の実現に向けた改革の一環として、複合化・多様化した課題を抱える個人や世帯に対する支援や「制度の狭間」の問題など、既存の制度による解決が困難な課題の解決を図るため、地域住民による支え合いと公的支援が連動した、包括的な支援体制の構築を目指して、平成 29 年に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、「社会福祉法」が改正（平成 29 年 6 月公布）されました。

◆改正社会福祉法では、地域福祉計画の策定を市町村の努力義務とし、計画に盛り込むべき事項が追加されました。

〔地域福祉に関わる動向について〕

（１）生活困窮者自立支援

◆生活困窮者自立支援法は、平成25年に施行し、生活困窮者に寄り添った包括支援がさまざまな分野の関係機関とのつながりの中で実施されてきました。平成30年10月に施行された「改正生活困窮者自立支援法」では、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、「生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化」や「子どもの学習支援事業や居住支援の強化」などが盛り込まれました。

（２）介護保険・高齢者福祉

◆団塊の世代が75歳以上となる令和 7 年以降、国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれています。高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築し、深化・推進していく必要があります。

令和 2 年 6 月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の改正により、「地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等

の所要の措置を講ずる。」と示されました。

また、令和5年6月に公布された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」では、認知症施策の基本理念が定められ、認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することが示されています。

(3) 障害者福祉

◆令和3年5月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が改正され、令和6年4月から合理的配慮の提供が民間事業者にも義務付けられました。令和3年9月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児等に対する支援について、国や地方公共団体等の責務と明記されました。

令和4年5月には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行され、障害者による情報の十分な取得・利用、意思疎通に係る施策に関し、国や地方公共団体等の責務等を明らかにしました。また、令和4年12月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が公布され、障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、地域生活の支援体制の充実や多様な就労ニーズに対する支援等の措置を講ずることとされました。

(4) 子ども・子育て支援

◆平成27年4月の「子ども・子育て支援新制度」の施行を受け、各市町村においては5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的充実、家庭での養育支援等の取組が進められています。また、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、子どもの貧困解決に向けて、教育支援、経済的支援、生活安定のための支援等を積極的に行うこととされています。

令和5年4月には「こども基本法」が施行されました。子どもをめぐる問題を抜本的に解決するため、子どもに関する施策を幅広く、整合性をもって実施することとし、新たに設置された「こども家庭庁」が中心となり、「こども大綱」に基づいて、子どもや保護者支援の施策が総合的・一体的に展開されます。

(5) 権利擁護

◆平成28年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」では、認知症、知的障害その他の精神上の障害があるなど、判断能力などの問題で、日常生活等に支障をきたす状況になっても、本人・家族・同じ地域に住む人、同じ地域で活動する人など、すべての人が支え合い、尊重しながら暮らすことのできる社会（地域共生社会）が必要であり、それを実現するための一手段として「成

年後見制度」が位置付けられています。同法第14条第1項で市町村は国の成年後見制度利用促進計画を勘案し、市町村区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとするされました。

(6) 保健・健康づくり

◆令和5年5月に「健康増進法」に基づく「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（基本方針）」が改正され、令和6年度から令和17年度までの「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動～健康日本21（第三次）～」が推進されることとなりました。「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」をビジョンに掲げ、「誰一人取り残さない健康づくり」と「より実効性をもつ取組の推進」を図ることとされました。

(7) 自殺対策

◆令和4年10月に「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。本大綱では、自殺対策基本法に基づく自殺対策の指針として、子ども・若者・女性に対する支援の強化、地域自殺対策の取組強化、また新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進などが追加され、総合的な自殺対策の推進・強化を図ることとされました。

(8) 人権三法

◆平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、同年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、また同年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」という差別を解消するための3つの法律が施行されました。この3つの法律は、国籍、性別、世代などさまざまな違いを超えて、すべての人の人権が尊重され、共に支え合い、共に生きることができる「共生社会の実現」を目指し施行されました。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」については、事業者に対し、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるなどの支援の強化措置を講ずるとした改正法案が令和3年5月に可決され、6月4日に公布されました。この改正法は公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日に施行するとされています。いまだに残る差別を解消するため、すべての人が自分のできることを考え、行動し、人権が侵害されることで「生きづらさ」を感じるものがない、生きることの「幸せ」を感じ取れる社会を築くことが求められています。

(9) S D G s

◆SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27年9月の国連サミットにおいて、全会

一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に基づく、誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。令和12年を達成年限とし、経済・社会・環境などに係る17のゴールと169のターゲットから構成されており、令和2年からの10年を SDGs 達成に向けた『行動の10年』とされています。

○関係法令

【社会福祉法（抜粋）】

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

（重層的支援体制整備事業）

第106条の4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第1項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

「地域福祉」とは、

子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、誰もが住み慣れた地域で、自立した生活を送ることができるよう、地域住民が、様々な活動により、共に支え合い、助け合うことです。

その仕組みをつくり、持続するには、市民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助（互助・共助）、公的な制度（公助）の連携が必要です。

「重層的支援体制整備事業」とは、

令和3年4月に、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制整備の具体化のための新たな一手法として、社会福祉法に定義されました。

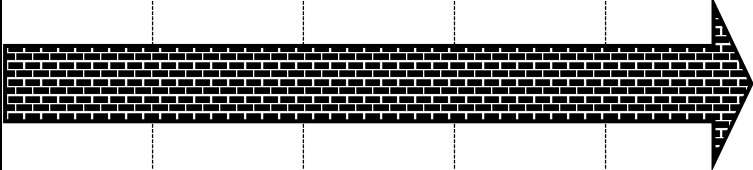
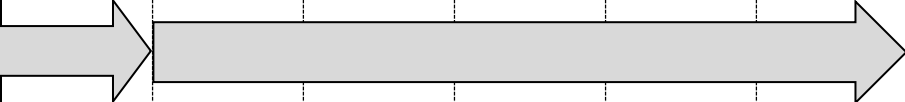
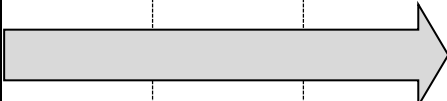
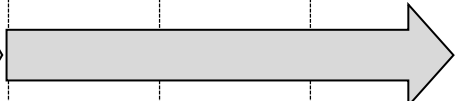
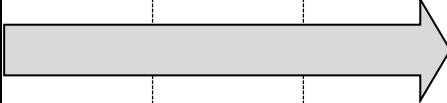
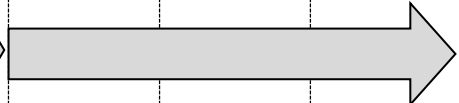
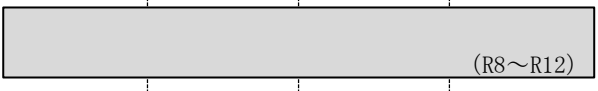
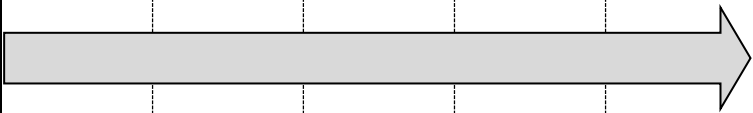
重層的支援体制整備事業は、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、1. 相談支援、2. 参加支援、3. 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業です。

第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

なお、社会経済情勢の変化や制度の見直しなど、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても必要に応じて計画の見直しを行います。

【計画期間】

計 画	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
地域福祉計画						
子ども・子育て支援事業計画						
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画						
障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画						
いのち支える自殺対策推進計画						
いきいき健康長寿のまち”みやづ”推進プラン						

第4節 計画策定の体制

本計画の策定にあたり、学識経験者、関係機関・団体の役職員、保健福祉医療等の関係者で構成する「宮津市地域福祉計画推進協議会」において、計画の内容を協議しました。

第2章 宮津市の現状

第1節 人口・世帯の状況

1 総人口の推移

本市の総人口は減少傾向にあり、令和4年度末では16,554人と、平成30年度末に比べて1,355人減少しています。年齢区分別に見ると、64歳までの各年代の人口は減少し続けており、特に、0～14歳の子ども人数の減少傾向が顕著となっています。65歳以上の人口では、緩やかな減少傾向にありましたが、令和4年度末では令和3年度末に比べて107人減少しています。

65歳以上の人口の割合である高齢化率を見ると、令和4年度末では43.4%となり、全国の29.0%、京都府の29.5%をいずれも大きく上回っています。

■総人口及び年齢区分別人口の推移

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総人口	17,909	17,592	17,213	16,958	16,554
0～5歳	567	553	521	507	463
6～14歳	1,146	1,130	1,086	1,039	983
15～64歳	8,804	8,529	8,278	8,113	7,916
65～74歳	3,214	3,211	3,216	3,186	2,998
75歳以上	4,178	4,169	4,112	4,113	4,194
高齢化率(市)	41.3%	42.0%	42.6%	43.0%	43.4%
高齢化率(全国)	28.1%	28.4%	28.8%	28.9%	29.0%
高齢化率(府)	28.8%	29.1%	29.4%	29.5%	29.5%

資料：住民基本台帳人口（各年度末現在）

※住民基本台帳法の一部改正（平成24年7月9日施行）により人口には外国人を含みます。

■地区別人口の推移

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
宮 津	8,934	8,797	8,552	8,460	8,320
上宮津	1,032	1,011	982	962	943
栗 田	1,824	1,788	1,762	1,711	1,662
由 良	1,013	1,000	977	952	925
吉 津	1,545	1,495	1,473	1,450	1,395
府 中	1,758	1,716	1,702	1,698	1,625
日 置	684	693	691	705	695
世 屋	101	101	101	95	91
養 老	849	830	818	778	754
日ヶ谷	169	161	155	147	144
合 計	17,909	17,592	17,213	16,958	16,554

資料：住民基本台帳人口（各年度末現在）

2 世帯数の推移

本市の世帯数は減少し続けており、高齢者のいる世帯は全体の60%を超えています。中でも高齢者単身世帯は大きく増加しています。

■世帯数及び世帯類型の推移

(単位：世帯)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総世帯	8,706	8,340	8,165	7,738	7,292
高齢者のいる世帯	4,475	4,558	4,590	4,634	4,492
比率	51.4%	54.7%	56.2%	59.9%	61.6%
高齢者単身世帯	1,048	1,174	1,262	1,360	1,400
比率	12.0%	14.1%	15.5%	17.6%	19.2%
高齢者夫婦のみの世帯	1,028	1,286	1,148	1,242	1,244
比率	11.8%	15.4%	14.1%	16.1%	17.1%

資料：国勢調査

第2節 福祉の各分野の状況

1 子どもの状況

■出生率の推移

出生率（人口千人あたりの出生数）について、昭和55年に14.1%でしたが、平成15年には6.3%と半分以上に落ち込みました。近年では、全国、京都府の平均を下回っています。

（単位：‰）

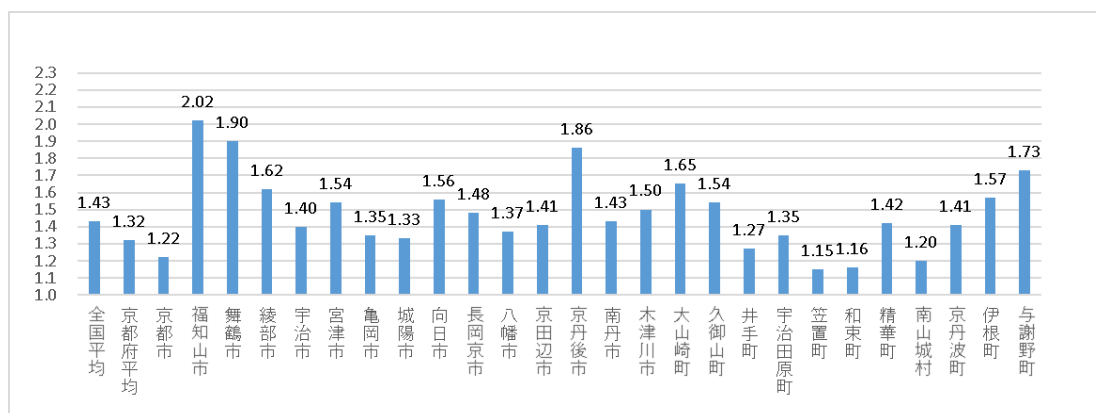
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
宮津市	5.3	4.1	5.0	4.1	4.2
全 国	7.4	7.0	6.8	6.6	6.3
京都府	7.1	6.7	6.5	6.3	6.1

資料：宮津市市政資料集、全国・京都府平均は「人口動態統計」 ※出生数は12月末現在の数値

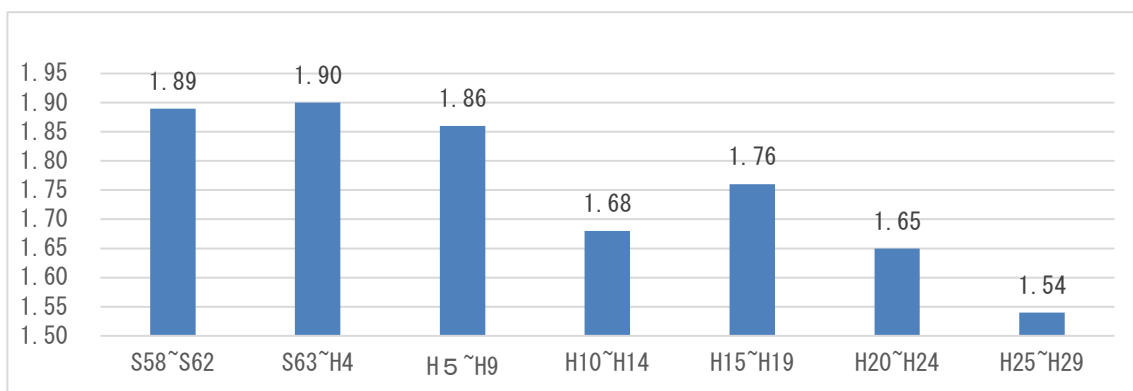
■合計特殊出生率の推移

我が国の合計特殊出生率（1人の女性が生涯に産む子どもの平均数）は、昭和48年（第2次ベビーブーム）以降減少傾向を続けてきました。一般に、合計特殊出生率が2.07程度であれば人口は維持するとされています。本市においては平成25～29年（2013～2017年）の平均は1.54です。これは、全国平均の1.43、京都府平均の1.32よりもかなり高い水準ですが、近年減少傾向にあります。

平成25年～平成29年合計特殊出生率（ベイズ推定値）



宮津市の合計特殊出生率（ベイズ推定値）の推移



■保育所・幼稚園の入所・入園児童数の推移

（単位：人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
公立保育所	31	32	29	17	13
私立保育所等	292	294	306	294	297
公立幼稚園	58	48	33	41	34
私立幼稚園	35	22	35	40	37
合 計	416	396	403	392	381

資料：宮津市市政資料集（各年度4月1日時点）

■小学校・中学校の児童・生徒数の推移

（単位：人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	746	716	689	667	661
中学校	295	301	307	287	272
合 計	1,041	1,017	996	954	933

資料：学校基本調査（各年度5月1日時点）

■児童扶養手当受給者世帯の推移

（単位：世帯）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
母子世帯	120	118	114	112	115
父子世帯	14	14	16	17	15
障害世帯	－	－	－	－	－
合 計	134	132	130	129	130

資料：宮津市市政資料集（各年度3月末）

2 高齢者の状況

■要支援・要介護認定者数の推移

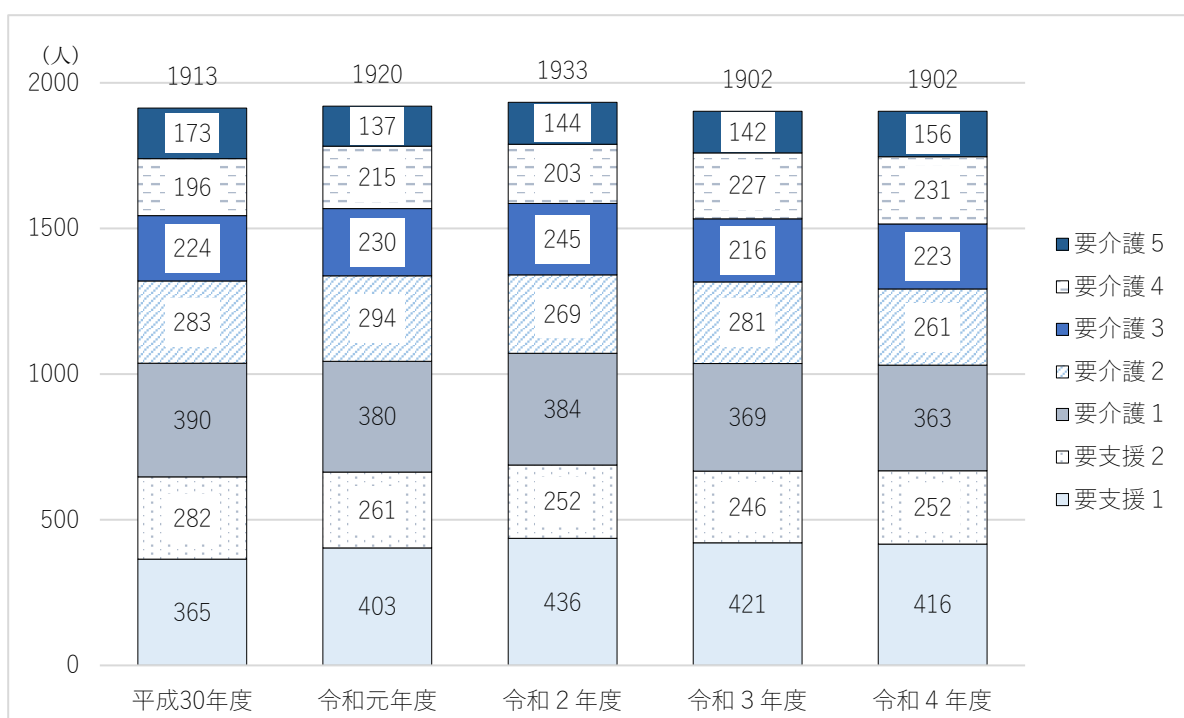
高齢化の進展により、要支援・要介護認定者数は近年増加傾向にありましたが、人口減少が続く中、令和4年度は1,902人と令和2年度に比べて31人減少しています。

要支援・要介護度別認定者の構成比では、令和4年度において、重度（要介護3～5）の占める割合が32%となっており、平成30年度からほぼ横ばいとなっています。また、全国・京都府と比較すると、要支援1、要介護1の認定者の割合が高くなっています。

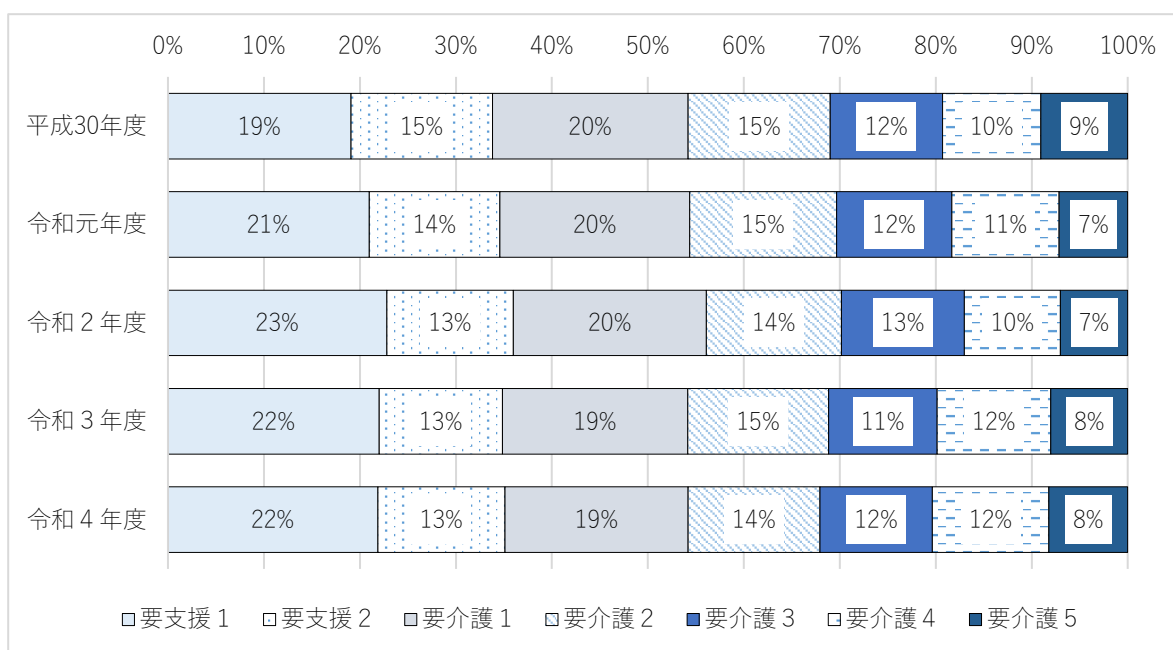
(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
要介護等認定者	1,913	1,920	1,933	1,902	1,902
第1号被保険者 (65歳以上)	1,887	1,897	1,913	1,883	1,882
前期高齢者	163	160	162	160	159
後期高齢者	1,724	1,737	1,751	1,723	1,723
第2号被保険者 (40歳～64歳)	26	23	20	19	20

資料：介護保険事業状況報告（各年度9月末）

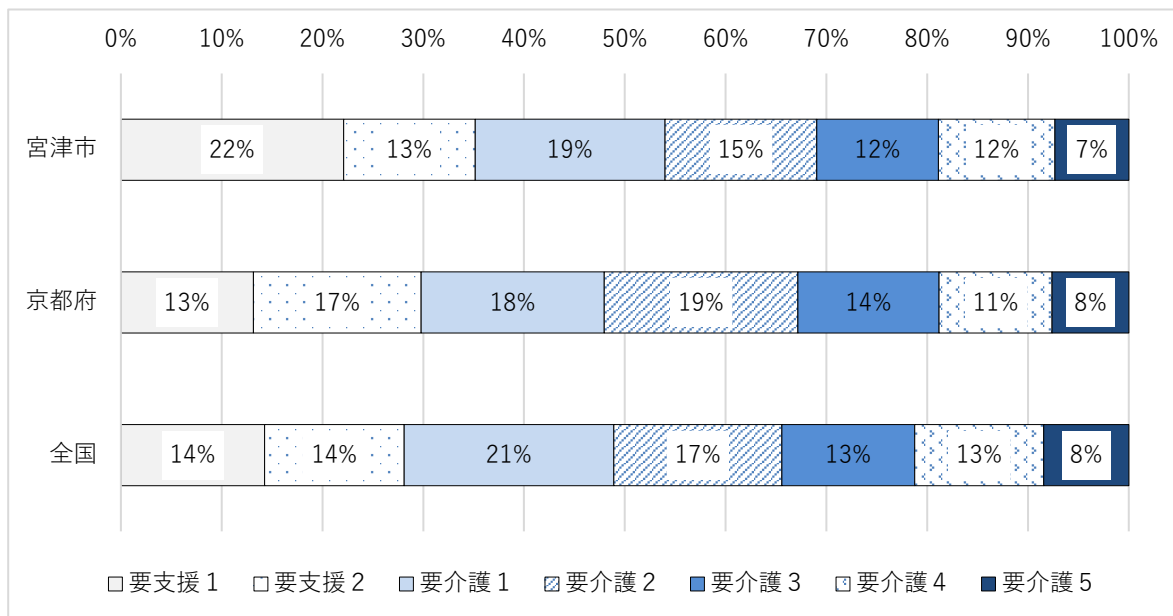


【要介護度別認定者の構成比の推移】



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末）

【要介護度別認定者の構成比の比較】

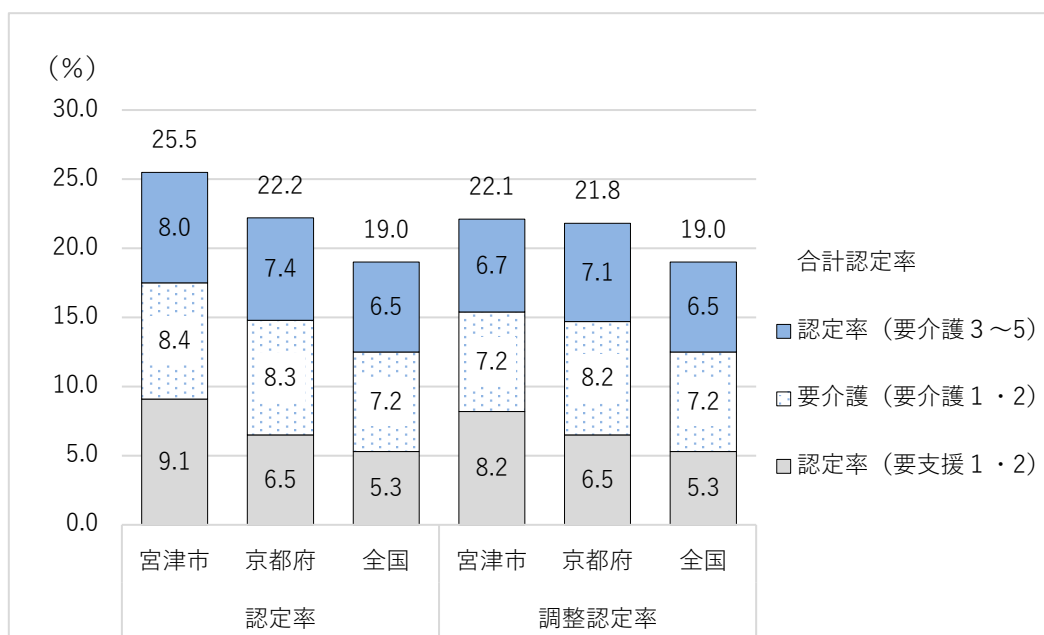


資料：介護保険事業状況報告（令和5年9月末）

■要支援・要介護認定率

本市の65歳以上人口に占める要支援・要介護認定率は、全国や京都府を上回っています。これは、本市の65歳以上の年齢構成によるところが大きく、国（全国）と同じ年齢構成と仮定して調整した認定率をみると、全国を上回っていますが、京都府とは同程度の水準となっています。

【認定率と調整認定率の比較】



資料：介護保険事業状況報告（令和5年3月末）

3 障害者の状況

■障害者手帳所持者数の推移

（単位：人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者手帳	1,512	1,470	1,452	1,434	1,431
療育手帳	236	232	235	236	234
精神障害者保健福祉手帳	112	128	145	154	158
総数（延べ数）	1,860	1,830	1,832	1,824	1,823

※複数の手帳を所持される方があるため総数は延べ数となります。（各年度3月末）

資料：身体障害者手帳交付台帳

【身体障害者手帳所持者の種別推移】

（単位：人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚	99	97	92	87	88
聴覚・平衡機能	150	143	146	146	142
音声言語	15	13	12	14	14
肢体	799	770	764	749	748
内部障害（心臓・じん臓など）	449	447	438	438	439
合計（延べ数）	1,512	1,470	1,452	1,434	1,431

※複数の種類で交付を受けておられる方がいるため合計は延べ数となります。（各年度3月末）

資料：身体障害者手帳交付台帳

【療育手帳所持者の等級別推移】

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A	96	95	95	94	93
B	140	137	140	142	141
合計（実数）	236	232	235	236	234

資料：市町村別療育手帳保持者数（京都府家庭支援総合センター）（各年度3月末）

【精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別推移】

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1 級	7	7	7	6	7
2 級	68	70	82	91	95
3 級	37	51	56	57	56
合計（実数）	112	128	145	154	158

資料：精神障害者保健福祉手帳交付者数（京都府精神保健福祉総合センター）（各年度3月末）

4 健康づくりの状況

■健康寿命と平均寿命の推移

健康寿命を平均寿命に近づけるという目標を掲げる中で、令和元年度までは男女ともその差が縮まっていたましたが、令和2年度から令和4年度にかけて差が広がっています。

(単位：歳)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
健康寿命	男性	78.4	78.9	77.7	78.6	78.8
	女性	83.0	82.1	82.8	83.5	84.5
平均寿命	男性	80.0	80.4	79.3	80.2	80.5
	女性	86.1	85.0	85.7	86.5	87.7
平均寿命－健康寿命	男性	1.6	1.5	1.6	1.6	1.7
	女性	3.1	2.9	2.9	3.0	3.2

資料：国保データベースシステム

※健康寿命：国保データベースから算出される0歳平均自立期間（要介護2以上）とする。

※平均寿命：国保データベースから算出される平均余命を平均寿命とする。

■健診受診率の推移

がん検診受診率の算定方法の変更により、令和4年度とそれ以外の年度の数値を単純比較することはできませんが、新型コロナウイルス感染症が感染拡大を始めた令和2年度においては、特定健診及び全てのがん検診の受診率が大幅に落ち込みました。

(単位：％)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定健診	44.8	44.4	38.3	42.2	42.5
胃がん検診	16.1	13.2	8.4	12.5	6.3
子宮頸がん検診	34.0	30.5	25.6	33.2	18.2
肺がん検診	36.3	34.6	29.7	34.6	16.6
乳がん検診	38.6	36.5	30.0	37.1	22.0
大腸がん検診	36.7	31.2	28.6	32.6	16.9
前立腺がん検診	34.5	30.0	27.0	30.3	17.7

資料：特定健診（特定健診・特定保健指導法定報告結果）
がん検診（宮津市市政資料集）

※令和4年度からがん検診受診率の算定方法を国通知に従い変更
※令和4年度の特定健診受診率は未確定

5 その他の状況

■被保護者世帯数及び被保護人員の状況

宮津市の被保護者世帯数及び被保護人員数はほぼ横ばい状態ですが、人口減少に伴い保護率は増加傾向にあります。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
宮津市 被保護世帯数（世帯）	105	95	100	101	100
被保護人員数（人）	119	109	110	111	112
保護率（％）	6.64	6.20	6.39	6.55	6.77
京都府 被保護世帯数（世帯）	42,686	42,339	42,096	41,765	41,616
被保護人員数（人）	57,832	56,610	55,536	54,412	53,522
保護率（％）	22.4	22.0	21.7	21.3	21.1

資料：宮津市市政資料集、京都府統計表（各年度3月末）

■自殺者数及び自殺死亡率の推移

宮津市における自殺者数は、平成 30 年の 1 人を最小値に、新型コロナウイルス感染症が感染拡大した令和 2 年以降は増加傾向にあります。また、自殺者数の増加に伴い、自殺死亡率も高くなっています。

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
宮津市 自殺者数（人）	1	2	4	5	3
自殺死亡率	5.8	11.1	22.5	28.7	17.6
京都府 自殺者数（人）	343	323	355	376	375
自殺死亡率	13.2	12.5	13.8	14.7	14.6

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（各年 12 月末）

※自殺死亡率：人口 10 万人当たりの自殺者数

第3節 地域福祉活動の状況

地域福祉活動の状況

(1) 自治会の状況

■自治会組織数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自治会数	100	100	100	100	100
加入世帯数	6,626	6,542	6,504	6,417	6,343
加入世帯率(%)	77.8%	77.2%	77.4%	77.0%	76.2%

※いずれも宮津市自治連合協議会に未加入の2自治会を除く。(各年度年度当初)

(2) 民生委員・児童委員の状況

■民生委員・児童委員数の推移と活動件数

		平成30年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
総 数（人）		82	83	84	84	84
活動 件 数	相談支援	1, 344	1, 424	1, 307	1, 410	1, 088
	調査活動	1, 518	1, 160	1, 512	1, 324	1, 156
	自主活動	4, 700	3, 989	2, 566	2, 667	2, 749
	訪問連絡	13, 336	11, 322	10, 836	10, 297	9, 505

資料：福祉行政報告例（第40 民生委員（児童委員）の活動状況）（各年度3月末）

(3) 老人クラブの状況

■単位クラブ数、加入者数及び加入率の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
単位クラブ数	28	28	27	27	24
加入者数(人)	1,185	1,140	1,057	1,007	912
加入率(%)	15.9	15.4	14.4	13.7	12.5

※加入率は65歳以上の人口比(各年度年度当初)

(4) ボランティアの状況

■宮津市社会福祉協議会ボランティアグループ及び会員の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
グループ数	31	31	31	30	29
会員数(人)	380	378	346	340	336

(各年度3月末)

■宮津市社会福祉協議会登録サロンの活動の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
グループ数	45	50	51	55	55
延べ実施回数	475	527	308	396	504
延べ参加人数	8,713	9,166	3,883	4,791	6,130

資料：宮津市社会福祉協議会事業報告書（各年度3月末）

第3章 地域福祉計画（前回計画）の取組状況や意見聴取、市民アンケート結果から見えてきた現状

基本目標 1 地域福祉を推進する人づくり



- (1) 地域福祉の担い手の育成
- (2) 福祉教育の推進

個別施策

- 生活支援コーディネーターの活動支援・協議体の開催【重点】
- 地域活動などの担い手の育成・支援
- ボランティア団体の育成・活動支援
- 福祉教育の推進

〔主な取組〕

- 生活支援サービス研究会において、住民学習会を開催しました。
新たな取組として、社会福祉法人の車両を活用した買い物支援＋健康体操の送迎やサロン活動の送迎などを行いました。



【課題】

- 人口減少の問題も重なり、地域活動などの担い手が一部の方に偏ってしまう傾向があります。
そのため、地域に潜在する担い手を活動に結び付けていくことができるよう、その周知や広報、活動等について検討を行い実践を重ねていくことが大切です。
- ノーマライゼーションの考えが浸透した社会の環境づくりが必要です。福祉教育の機会が限定的となっているため、異なった立場や価値観を持った方との交流機会や福祉教育・福祉学習の機会が身近な地域で得られるよう地域での体験や学習の場を増やしていくことが必要です。

【意見聴取・アンケート結果等から】

- 役割を持った人だけが活動するのではなく、地域全体で支援する体制が必要
- 「自分ならどんなことができるか」を考える。他人事から自分事として考え、行動に移す。
- 助け合いは地域の生命線であると思う。楽しみながら、自分の生きがいとして活動していきたい。

今後の推進のために

担い手の育成

- 住民の主体的な参加を推進するため、人権意識や福祉への関心を高めるとともに、地域福祉の重要性について理解を広めていくための取組が必要です。
- 支援を必要としている人に対応するため、地域福祉活動を担うリーダーとなる人材の育成や活動団体への支援に取り組む必要があります。

基本目標 2 地域で助け合うつながりづくり



- (1) 地域福祉活動の促進
- (2) 地域での交流と生きがいづくりの推進
- (3) 関係機関との連携強化

個別施策

- 見守りネットワークの体制強化【重点】
- 宮津市社会福祉協議会への支援【重点】
- 地域福祉の啓発
- 民生児童委員及び協力者の活動支援
- サロン活動への支援
- グループ・サークル活動等の育成支援
- シルバー人材センターへの支援
- 福祉課題に対応する活動等の促進
- 市と社会福祉協議会の協働
- 福祉関係機関・事業者との連携強化
- 地域共生社会の実現のために社会福祉法人等が行う取組への支援

〔主な取組〕

- 高齢者等見守りネットワーク事業の関係機関との協力体制を構築し、協力事業所の新規登録や制度の周知に努めました。
- ケース対応等を通じた社会福祉協議会との連携、地域ケア会議や成年後見支援センター運営委員会等の会議を通じた関係機関・事業者等との連携の強化に取り組みました。



【課題等】

- 地域や在宅における福祉課題を住民と関係機関等が協力して解決できるような情報の共有や検討の機会が不足しています。
- 見守りネットワークと既存の地域団体等における見守り活動との連携（地域住民、民間事業者、行政が一体となった見守り体制）の強化が必要です。

【意見聴取・アンケート結果等から】

- 困っている人が困っていると言える、助けてと声を出せる環境づくり・地域づくりが必要
- 高齢者サロンの参加者は、支援される側として受け身だけではなく、自分たちの居場所づくりという意識を持つことが必要
- （支える側も支えられる側も）ふらっと立ち寄れる・集える場所があればよいと思う。

今後の推進のために

地域でのつながり強化

- 関係機関、地域や事業所等の見守りネットワーク体制の強化を図るとともに、地域行事等への参加を促進し、地域への愛着心の醸成や支え合い・助け合い活動への参加につながる取組が必要です。
- 世代や分野を超えての交流の機会、集える場づくりや孤独・孤立にならない（させない）地域づくりを推進する必要があります。

基本目標 3 安心して生活できる環境づくり

- (1) 防災と防犯の体制の充実
- (2) 福祉施設と人材の確保
- (3) 権利擁護等の推進



個別施策

- 災害時要配慮者への支援【重点】
- 地域防災力の向上
- 市民の支え合いによる防犯対策の推進
- バリアフリー化の推進
- 福祉施設整備の促進
- 福祉人材の育成・確保の推進【重点】
- 障害等を理由とする差別の解消の推進【重点】
- 虐待防止の推進

〔主な取組〕

- 災害時における災害時要配慮者名簿の作成と要配慮者の個別避難計画の作成に努めました。
- 高齢者や障害者の虐待を未然に防止するため、宮津市高齢者等虐待防止ネットワーク運営委員会・宮津市成年後見支援センター協議会を開催し、その連携の強化を図りました。
- 福祉人材の育成・確保のため、これまで行ってきた取組に加え、新たに、特養施設長会議への支援及び住居確保対策を進めました。



【課題等】

- 年齢や性別、障害の有無にかかわらず、お互いの立場や価値観を理解し合い、地域福祉への関心や支え合いの心を育む中でより一層の権利擁護等への推進を図ることが大切です。
- 介護等専門職の不足により、一部の福祉サービス事業所が廃止となるなど、人材確保対策が引き続き必要です。

【意見聴取・アンケート結果等から】

- 災害時への不安を持っている方もあり、自治会単位で指定の場所に集まるだけの避難訓練でも効果的だと思う。
- 一人暮らしの男性が孤立しないような地域の活動を計画して実行できたらと思う。
- 向こう三軒両隣くらいの小さなコミュニティでのつながりを大切に。普段からのちょっとした声のかけ合いなどの積み重ねが大切だと思う。

今後の推進のために

安心して生活できる環境の充実

- 災害時等において、自治会・民生児童委員・行政等の協力による災害時要配慮者への支援や地域住民の支え合いによる地域防災力の向上を図る体制づくりが必要です。
- 地域住民の複雑・複合化した課題や潜在化している虐待（高齢者・障害者・子ども）等見えにくい課題に対応するため、包括的、重層的な支援体制の整備を図る必要があります。
- 安心して、住み慣れた地域で各種の福祉サービスを受けながら生活していくには、福祉人材の確保・定着が必要不可欠です。

基本目標 4 地域での自立を支えるしくみづくり



- (1) 医療・介護・福祉等の連携
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) 福祉サービスの充実

個別施策

- 在宅療養多職種連携の推進
- 相談支援体制の充実
- 生活困窮者自立相談支援の推進
- 子ども・子育て支援の推進【重点】
- 高齢者支援の推進【重点】
- 障害者支援の推進【重点】
- 健康づくりの推進【重点】
- 広報活動の強化

〔主な取組〕

- 地域の医療・介護サービス資源マップを作成するとともに、地域ケア会議や研修等を実施し地域の医師会等関係機関との連携の強化を図りました。
- 子ども家庭総合支援拠点（子育て何でも相談窓口）を開設して、相談支援体制の充実を図りました。また、子育て支援センターにっこりあにおいて、子育て家庭の相談に応じる利用者支援事業を実施しました。



【課題】

- 複合的な課題を抱える住民の福祉ニーズに対応できるよう、医療・介護・福祉・教育等の関係機関が連携を強化し、定期的な協議の場を持つことが必要です。
- 相談者のみの課題だけでなく、同居する家族も課題を抱えている場合が増えており（子育て、引きこもり、無職、借金、DVなど）、複合的な課題を抱える住民に対しては、世帯として支援を行う必要性が高まっています。

【意見聴取・アンケート結果等から】

- 支援する側が元気であることが重要なので、介護者等への支援や在宅介護の支えが必要。
- 必要な人に必要なサービスが届く福祉のまちになればと思う。
- どこに・誰に助けを求めたらいいのかわからず困っている人もいて、支援する側も求めておられる事と支援する事が合っていないと感じることもある。

今後の推進のために

相談支援・連携体制の充実

- 支援を必要とする人が適切な支援やサービスを受けられるよう、行政や事業所の相談窓口等の支援体制の充実を図るとともに、福祉人材の育成・確保を行うため事業所が行う取組を支援し、連携の強化を図る必要があります。
- 住み慣れた地域で安心して生活するためには、課題を抱えながらも地域との関わりの中で生きがいを持って暮らし続けられる支援が必要です。在宅療養多職種連携、地域ケア会議・研修会等を実施し、地域包括ケアシステムの推進体制の充実が必要です。

基本目標 5 権利と利益を護るしくみづくり



- (1) 利用者がメリットを実感できる制度の運用
- (2) 地域連携ネットワークの構築
- (3) 親族後見人等の不正防止の取組

個別施策

- 成年後見制度の周知【重点】
- 相談機能の強化
- 利用者本人の意思決定支援及び身上保護
- 地域連携ネットワークの構築【重点】
- 実施体制の整備
- 市民後見人の育成及び担い手の確保
- 制度理解のための広報活動の強化と地域住民の見守り意識の醸成【重点】
- 不正防止のための制度の周知の実施

〔主な取組〕

- 令和4年4月に宮津市成年後見支援センターを開設し、広報等啓発活動を行うとともに、成年後見制度についてのチラシを市内の高齢者・障害者関係施設に配布しました。
- 地域連携ネットワークの中核機関としての宮津市成年後見支援センター運営委員会の運営及び地域における法律、福祉等の専門職団体、関係機関等の連携の強化を図ることを目的とした宮津市成年後見支援センター協議会を開催しました。



【課題】

- 成年後見制度は、一般に制度自体がわかりにくく、活用が難しい面があります。そのため、高齢者やその家族はもちろん、高齢者・障害者関係施設等に加え、地域社会全体への更なる周知等の実施が必要です。

【意見聴取・アンケート結果等から】

- どこへどう相談していいのかわからない。
- 高齢者単身世帯や高齢者夫婦のみ世帯が増加し、成年後見制度の利用ニーズが高まる中で、市民後見人の養成が必要。

今後の推進のために

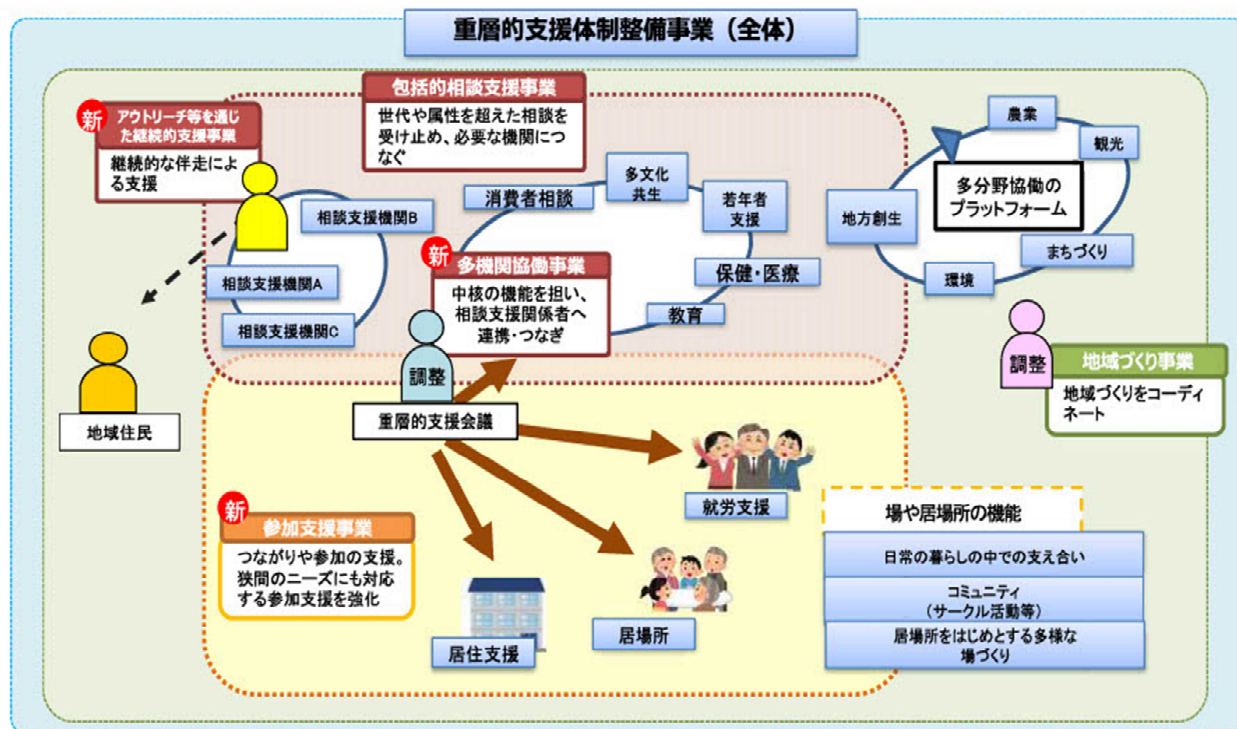
権利擁護支援の充実

- 成年後見制度の正しい理解と活用を推進するため、啓発活動を行うとともに、関係機関等との連携の強化を図る必要があります。

第4章 地域福祉推進の新たな視点

〔重層的支援体制整備事業の創設について〕

- ◆地域共生社会の実現のため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築する、「重層的支援体制整備事業」の創設などが新たに規定された「地域共生社会の実現のための社会福法等の一部を改正する法律」が令和3年4月に施行されました。
- ◆「重層的支援体制整備事業」は、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者の相談支援等、既存の取組や地域資源を活かしながら、住民の複雑・複合化した生活課題に一体的に対応するため、新たに創設されました。



厚生労働省 重層的支援体制整備事業全体イメージ

〔SDGsの推進〕

本市は、令和5年5月に「SDGs未来都市」に選定されました。本計画においてもSDGsの理念に沿って、本計画を推進する視点として17ある目標の中で、関連の大きい10の目標について取り組みます。



	目標1【貧困】 誰もが食べ物や水に困らず、医療や教育を受けられるように		目標2【飢餓】 誰もが栄養のある食事を十分にとれるように
	目標3【保健】 すべての人が病気の予防や治療を受けられるように		目標4【教育】 誰もが平等に質の高い教育を受けられるように
	目標5【ジェンダー】 性別を理由とする差別をなくし、平等に活躍できる社会に		目標8【経済成長と雇用】 誰もが働きがいのある人間らしい仕事につけるように
	目標10【不平等】 貧しい人の収入を増やし、経済的格差をなくすように		目標11【まちづくり】 安全に暮らせて、必要なサービスを受けられるまちづくりを
	目標16【平和と公正】 誰もが暴力や犯罪から守られ、安心して暮らせる社会に		目標17【パートナーシップ】 世界中が協力してSDGsに取り組みます

第1節 基本理念



ささえあい

安全に安心して暮らせる

福祉のまち みやづ

子どもからお年寄りまでの全ての市民が、あたたかいところを養い、みんなで支え合い、助け合う中で、住み慣れた地域で、一人ひとりの尊厳が保たれ、いつまでも、安全で安心して、生きがいを持ち、地域で課題解決できる地域共生社会の実現に向けた、福祉のまちづくりを進めていきます。

地域共生社会の実現に向けて

仕組みをつくり、持続させていくためには、一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助（互助・共助）、公的な制度（公助）の連携が不可欠です。



厚生労働省 地域共生社会のポータルサイトより

第2節 基本目標



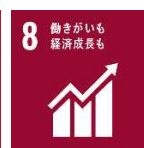
1 地域福祉を推進する人づくり

人権・多様な価値観を認め合う意識の醸成に努め、地域福祉活動を展開する市民や団体等と協働し、地域福祉活動の担い手やボランティアの育成、支援を行うとともに、地域や学校等での福祉教育を通じて次世代の担い手づくりを進めます。



2 地域で助け合うつながりづくり

住民と行政や関係機関等の連携・協働による、地域での見守りやネットワーク体制、支援が必要な人を支える仕組みづくりを強化するとともに、社会福祉協議会が取り組むサロンなどの地域福祉活動を支援し、多世代交流の場や居場所づくりなど地域全体でつながり、支え合い、助け合う地域づくりを進めます。



3 安心して生活できる環境づくり

住民の主体的な防災・防犯活動を軸としながら、事業所、関係機関・団体とのネットワーク体制の強化等により、安全安心を高める環境づくりを推進するとともに、認知症高齢者や障害のある人等の権利と利益を護る成年後見制度の利用を促進するなど、安心して生活できる環境づくりを進めます。



4 地域での自立を支えるしくみづくり

だれもが住み慣れた地域で、いつまでも、安心して、生きがいを持って生活できるよう、福祉サービスの充実を図るとともに、分野にとらわれず、包括的・重層的に受け止められるよう、相談・支援の窓口が連携を強化し、適切な支援が行える体制の充実を図ります。



第3節 取組の体系



基本目標	基本施策	個別施策
1 地域福祉を推進する人づくり	(1) 人権と多様性の尊重の推進 (2) 担い手の育成と支援 (3) 福祉教育の推進	① 尊厳と人権尊重の意識の醸成 ② 意識を高める場・機会に関する情報発信 ① 民生委員・児童委員及び協力者の活動支援 ② 地域活動等の担い手の育成・支援 ③ 担い手の確保に向けた環境整備の推進 ④ 高齢者の活動と社会参加の促進 ① 福祉教育の推進 ② 次世代の新しい担い手の育成と支援
2 地域で助け合うつながりづくり	(1) 地域福祉活動の促進 (2) 社会福祉協議会の活動の推進 (3) 交流と生きがいづくりの促進	① 地域住民の自主的な活動の推進と啓発 ② 地域と一体で取り組む見守り体制の推進 ③ 生活支援サービス提供体制の充実 ④ 外出支援の充実 ① ボランティア活動等への支援 ② 市民に寄り添う社会福祉協議会の活動の推進 ① 交流の場・居場所づくりの支援 ② 生きがいづくり・社会参加の支援
3 安心して生活できる環境づくり	(1) 防災と防犯体制の充実 (2) 支援体制の充実と人材確保の推進 (3) 権利擁護体制の充実	① 災害時要配慮者への支援 ② 市民の支え合いによる防犯対策の推進 ③ 市民の支え合いによる地域防災力の向上 ① 生活困窮者への支援 ② 生活環境の整備 ③ 福祉人材の育成・確保・定着の推進 ① 成年後見制度の周知と利用促進 ② 地域連携ネットワークの構築 ③ 後見人等の支援
4 地域での自立を支えるしくみづくり	(1) 地域包括ケアシステム推進体制の充実 (2) 包括的支援体制の充実	① 在宅療養多職種連携の推進 ② 健康づくり・介護予防の推進 ③ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ① 相談支援体制の充実 ② 生活困窮者自立相談支援の推進 ③ 重層的支援体制の整備 ④ ひきこもり支援体制の整備



基本目標 1 地域福祉を推進する人づくり

目指す5年後の社会

人権・多様な価値観を認め合う意識の醸成が高まり、地域福祉活動を展開する市民や団体等が協働し、地域福祉活動の担い手やボランティアの育成、支援を行うとともに、地域や学校等において、福祉教育を通じて次世代の担い手づくりの取組が進んでいます。

基本施策 (1) 人権と多様性の尊重の推進

地域福祉を推進するうえで重要な基本的事項の1つに、基本的人権と多様性の尊重が挙げられます。年齢、性別、国籍、出身、性的指向、障害の有無等にかかわらず、一人ひとりの尊厳が保たれ、社会の一員として活躍し、多様な価値観を認め合い、他人を思いやり、お互いに支え合い、助け合い、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

基本施策 (2) 担い手の育成と支援

住み慣れた地域で安心して、生きがいを持ち暮らし続けるためには、地域の住民同士の支え合い、助け合いやボランティア活動などの地域福祉活動が大切です。地域福祉に関わる機関・団体と協働し、地域活動の担い手やボランティアの育成、新たな人材の発掘を進めます。

基本施策 (3) 福祉教育の推進

個々の多様性を認め合う意識を養い高めるため、福祉教育は、子どもからお年寄りまですべての市民に対して大切なことです。学校や地域社会において、様々な機会を通じて学習することにより、支え合うことの大切さを知り、市民一人ひとりが地域社会をつくる一員として関心と自覚を高めることができるよう、福祉教育を行い、地域福祉を支える次世代の担い手づくりを進めます。

数値目標

	令和4年度 (現状)	令和7年度 (目標)	令和10年度 (目標)
差別や人権侵害を受けたことがある人の割合	21.3% (R2)	10.0%	8.0%
認知症サポーター養成講座受講者数	357人※	290人	320人

※令和3年度講座未実施の学校(対象者120人)も含めた受講者数

具体的な取組



基本目標 1 地域福祉を推進する人づくり

基本施策（１）人権と多様性の尊重の推進

個別施策	取組内容
①尊厳と人権尊重の意識の醸成	日常生活において人権や差別への意識を持ち、様々な立場の人の状況やノーマライゼーションの理念、人権課題への理解を深め、行動に現れるよう、人権教育講座や研修会、啓発を実施するなど、人権に関する学習機会を提供し支援します。
②意識を高める場・機会に関する情報の発信	多様な市民が参加し、情報共有できる学習の機会や福祉に関する講座や研修の情報など、広報誌・ホームページ、SNSなどを活用した情報提供を推進します。 地域や福祉に関心を持ってもらうための機会の充実に努めるとともに、地域で行う様々なイベント等を通じて、地域福祉に対する意識や関心の向上を図ります。

基本施策（２）担い手の育成と支援

個別施策	取組内容
①民生委員・児童委員及び協力者の活動支援	地域住民の最も身近な相談相手である民生委員・児童委員は、高齢者、障害のある人や介護家族等を見守るネットワークの中心的な役割を担っています。自治会・地域住民等の協力も得ながら、地域における活動が確立されるよう、引き続き支援します。 また、宮津市民生児童委員協議会の独自の制度である協力者の活動についても引き続き支援します。
②地域活動等の担い手の育成・支援	高齢者が介護予防や健康づくりに主体的に関わり、就労やボランティア等を通して、地域活動等の担い手として積極的に参加できるよう支援します。 また、社会福祉協議会によるボランティア、サロンリーダー、住民参加型在宅福祉サービスの協力者などの育成、確保の取組を支援します。

個別施策	取組内容
③担い手の確保に向けた環境整備の推進	地域福祉活動を継続的に行うことができるよう、活動しやすい環境づくりとして、地域団体などとも連携し、情報や資源を共有するとともに、ボランティアポイント制度の導入検討など、担い手の確保に努めます。
④高齢者の活動と社会参加の促進	高齢者が持つ技能や知識等を活かせる場を設け、料理や手芸のワークショップなどを通じた多世代交流や地域福祉活動の場を広げます。

基本施策（３）福祉教育の推進

個別施策	取組内容
①福祉教育の推進	市内の小中学校、地域や事業所等で認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の正しい知識や対応についての理解を深める取組を推進します。
②次世代の新しい担い手の育成と支援	次代を担う児童・生徒に対して、高齢者等についての理解を深める取組や地域行事、ボランティア活動への参加を通じた地域社会の一員としての意識の向上や福祉体験学習の福祉教育を推進します。 また、学校における総合的な学習の時間等を活用し、障害疑似体験や障害者施設訪問、障害のある人による講演等を実施するなど、学校等における児童・生徒への福祉教育を推進するとともに、地域社会においても、障害のある人への理解と配慮が進むようサポーターの養成等を推進します。



基本目標 2

地域で助け合うつながりづくり



目指す5年後の社会

地域福祉を展開する団体や地域住民が、地域の課題を「我が事」として捉え、主体的に参加することで、地域での見守りやネットワーク体制、支援が必要な人を支える仕組みづくりの強化が図られ、地域福祉活動の更なる活性化を支援し、継続して活動に参加しやすいまちづくりの取組が進んでいます。

基本施策

(1) 地域福祉活動の促進

地域福祉活動を推進するうえで、地域での支え合いや見守り活動などさまざまな地域福祉にかかわる活動を活性化することが重要です。地域での活動が活発に行われるよう団体等への情報共有や連携を促進するとともに、ご近所、自治会など近隣住民による、自主的に見守り、助け合える地域づくりを進め、日常生活における生活課題の解消に向けて、地域の団体や事業所等とも連携した取組を推進します。

基本施策

(2) 社会福祉協議会の活動の推進

宮津市社会福祉協議会は、行政とともに地域福祉推進の中心的な役割を担っています。住み慣れた地域での住民主体の見守りや日常生活支援の取組を支援するとともに、地域や在宅における福祉課題を関係機関等と住民が協力して解決できるよう、社会福祉協議会の活動を支援します。

基本施策

(3) 交流と生きがいづくりの促進

地域の中で孤立することなく、人と人のつながりを持ち、支え合い、助け合いながら暮らしていけるよう、集い、憩い、学べる地域の拠点づくりの推進に努めます。また、就労や地域活動等に参加することで、やりがいや生きがいを持ち暮らすことができるよう、学習の機会や就労支援等の社会参加の支援を促進します。

数値目標

	令和4年度 (現状)	令和7年度 (目標)	令和10年度 (目標)
自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）	17.6	0.0	0.0
サロン活動・ボランティア活動団体数	84団体	89団体	90団体

具体的な取組

基本目標 2 地域で助け合うつながりづくり

基本施策（１）地域福祉活動の促進



個別施策	取組内容
①地域住民の自主的な活動の推進と啓発	住民に地域の現状を知っていただきながら、日頃の地域での交流・つながりの大切さ、日常生活の困りごとを住民同士や隣近所、自治会が主体的に支え合い・助け合うことに対する必要性など、本市の広報誌・SNS等を活用したPR活動を行い、地域福祉の啓発に努めます。 住民の自主的な学習・文化・福祉活動等の活性化のために、グループ・サークル活動の育成を図るとともに、子育て支援団体や老人クラブなどの活動を支援します。 また、学習や文化活動をより楽しく充実できるよう、その成果を発表する機会の創設に努めます。
②地域と一体で取り組む見守り体制の推進	高齢者や障害のある人の安否確認や異変を早期に発見するため、高齢者等見守りネットワークの参画事業者を拡充するとともに研修等を実施し、見守り活動等の充実を図ります。 また、認知症高齢者等見守りが必要な方には、事前登録をお願いし、SOS（徘徊）ネットワーク参画事業者等への早期の情報提供体制を構築するとともに、声かけや発見時の対応力等の向上を図ります。 高齢者、障害のある人や子ども等への虐待やDVについて、未然防止・早期発見・早期対応のための取組を推進します。 また、自殺防止、孤独死について、地域での見守り活動や事業所との協働により、早期発見、未然に防ぐための取組を推進します。
③生活支援サービス提供体制の充実	第1層、第2層の生活支援コーディネーターと協議体が中心となり、買い物やサロンへの外出、ゴミ出しなど、身近な生活課題の解決に向けた助け合い活動（生活支援サービス）の充実を図ります。 また、趣味や生きがいづくり活動を通じて、支え合いや助け合い活動の基盤となる仲間づくりや地域住民のネットワークの構築を支援します。
④外出支援の充実	加齢や障害などの様々な理由により外出が困難な方の移動手段の利便性を図るため、福祉タクシーや福祉有償運送などの利用の拡充のほか、既存地域資源の有効活用や新たなサービスなど、庁内の関係部署や市内の様々な団体と連携した、外出支援につながる取組を検討します。

基本施策（２）社会福祉協議会の活動の推進

個別施策	取組内容
①ボランティア活動等への支援	社会福祉協議会による市民のボランティアに関する意識の高揚と積極的な参加を促し、地域で活動する人材の発掘・育成に努めるボランティア振興事業を支援するとともに、ボランティアセンター機能の強化及びボランティア連絡協議会によるボランティア育成を支援します。 また、災害時には、災害ボランティアセンターの設置運営を行い、被災者支援を推進します。
②市民に寄り添う社会福祉協議会の活動の推進	地域福祉活動への参加を促進できるよう「いきがい・助け合い基金」を活用した支援に係る広報などを市と共同で行い、新規の立ち上げや運営等に関する相談支援を強化し、地域住民主体の地域福祉活動の活性化を推進します。 社会福祉協議会が行う「なんでも相談窓口」に寄せられる住民への寄り添い相談をはじめ、相談者だけではなくその家族等が抱える複雑化・多様化する課題を世帯として捉え、地域住民や専門職、関係機関等の協力を得ながら解決に取り組む活動を支援します。 また、社会福祉協議会が取り組んでいる地区支会活動を中心に、住民主体の地域における助け合いや見守り活動を進め、安心して暮らせる地域づくりを支援します。

基本施策（３）交流と生きがいづくりの促進



個別施策	取組内容
①交流の場・居場所づくりの支援	高齢者が豊かな経験と知識を社会に還元するため、社会福祉協議会による高齢者が参加しやすいボランティア講座等の開催を推進するとともに、地域の方々との交流や気軽にボランティア体験ができる機会を提供します。 地域福祉活動を展開される自治会・公民館・隣保館等の活動について、関係機関と連携しながら、社会福祉協議会が進めるサロン活動など、身近な地域で誰もが気軽に集い、住民同士が理解し合い、つながり、交流できる場づくりを支援します。
②生きがいづくり・社会参加の支援	健康で働く意欲のある高齢者が豊かな経験、知識、技能などを活かし、働くことを通じて生きがいづくりや社会参加を促進するシルバー人材センターの運営を支援し、就業の場の確保に努めます。

基本目標 3

安心して生活できる環境づくり



目指す5年後の社会

住民の主体的な防災・防犯活動を軸としながら、事業所、関係機関・団体とのネットワーク体制の強化等が図られ、認知症高齢者や障害のある人等の権利と利益を護る成年後見制度の利用を促進するなど、安全で安心して生活できる環境づくりの取組が進んでいます。

基本施策

(1) 防災と防犯体制の充実

住民の主体的な防災・防犯活動を軸とし、福祉サービス事業所、関係機関・団体との連携・協働により、ネットワーク体制を強化します。日頃から顔の見える関係を築き、地域での見守りや相談体制の充実を図ることで、防犯、再犯防止、孤立・孤独や虐待防止、自殺予防に繋がっていきます。

基本施策

(2) 支援体制の充実と人材確保の推進

さまざまな課題を抱えながらも、地域の支え合いの中で、適切なサービスを受けながら、住み慣れた地域で、安心して、生きがいを持って生活できるよう、福祉サービス提供基盤の整備を図るとともに、福祉人材の育成・確保・定着を推進します。

基本施策

(3) 権利擁護体制の充実

認知症や障害のある人等が尊厳のある自立した生活を継続し、地域社会に参加できるよう、成年後見制度や金銭管理など、当事者の権利、利益と暮らしを守る体制を強化するとともに、成年後見制度、相談窓口の周知に努め、利用を促進します。また、宮津市成年後見支援センターを中核機関とする地域連携ネットワークの連携強化を推進します。

数値目標

	令和4年度 (現状)	令和7年度 (目標)	令和10年度 (目標)
災害時要配慮者個別避難計画登録者の割合	46.47%	100%	100%
介護職従事者の人材不足者数	35人	27人	25人

具体的な取組

基本目標 3 安心して生活できる環境づくり

基本施策（１）防災と防犯体制の充実



個別施策	取組内容
①災害時要配慮者への支援	災害時において要配慮者への早期連絡、避難誘導、安否確認の体制づくりを図るため、災害対策基本法及び宮津市地域防災計画に基づく、避難行動要支援者名簿の作成と要配慮者の個別避難計画の作成に努めます。 また、地域と関係機関・団体等による要配慮者支援に向けた連絡会議を開催し、意見交換、情報共有、研修等を行います。
②市民の支え合いによる防犯対策の推進	隣近所が互いに声をかけ合うとともに、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、障害のある人がいる世帯等に対する地域での見守り体制を確立するため、市民の自主防犯組織である各地区あんしんステーションや防犯推進委員協議会、青色パトロールによる活動支援、民生委員・児童委員を通じた訪問等により、地域での見守り体制の維持を支援するとともに、周知・広報に努めます。 また、犯罪の発生が予想される時などの緊急連絡網の整備・活用等、住民の自主防犯活動を支援するとともに、犯罪被害者への対応が必要となった場合は関係機関と相互に連携を図りながら必要な支援を行います。 犯罪や非行をした人たちへは、その立ち直りを支えるための活動を支援します。
③市民の支え合いによる地域防災力の向上	地域住民の相互の助け合いにより、災害時に避難支援活動等が行えるよう、地域が一体となった防災活動を行う自主防災組織への支援に努めます。

基本施策（２）支援体制の充実と人材確保の推進

個別施策	取組内容
①生活困窮者への支援	傷病や障害、社会情勢、家庭環境など様々な理由によって生活に困窮している方に対し、生活困窮者自立支援制度を活用して、生活保護に至る前の段階で自立に向けた支援を社会福祉協議会や関係機関と連携して行います。
②生活環境の整備	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」、「京都府福祉のまちづくり条例」等に基づき、だれもが安全で安心して利用できるよう、公共施設の新設・改良をする際には、段差解消やスロープの設置などバリアフリー化、ユニバーサルデザインの普及を推進し、啓発に努めます。
③福祉人材の育成・確保・定着の推進	福祉人材を確保するため、介護資格の取得や雇用の促進・住宅の確保等を支援します。また、京都府の福祉人材確保推進事業と連携して次世代人材の育成に努めるとともに、市内福祉事業所や北京都ジョブパークとの共催による雇用促進事業を推進します。 保育士の確保においては、京都府保育人材マッチング支援センターや民間保育施設と連携し、合同就職説明会等を積極的に実施するほか、人材の定着に向け、福祉職場における処遇改善等の就労環境の向上について国等への働きかけを行います。 平成29年9月に開設した宮津総合実習センターについて、市内関係機関・団体等に対し、利活用の働きかけを行うとともに、京都府及び北部他市町と連携した事業に取り組みます。

基本施策（３）権利擁護体制の充実

個別施策	取組内容
①成年後見制度の周知と利用促進	制度の存在や利点について広く知らせるために様々な媒体を活用した広報活動を行うとともに、地域住民や関係機関におけるセミナーやワークショップを開催します。 成年後見を必要とする人やその家族に対して、利用手続きや問題解決のサポートを行います。 また、制度の利用を促進するため、市民後見人や法人後見人の育成など、後見人等の担い手の確保に努めます。
②地域連携ネットワークの構築	成年後見制度の利用促進の中核機関となる宮津市成年後見支援センターに、法律や福祉などの専門家、地域の関係機関との連携を図るため、運営委員会や協議会を設置し、事例や適切な対応方法を共有、検討を行うなど、支援が必要な方の発見、適切な支援につなげます。
③後見人等の支援	親族が後見人となる場合など、活動について相談に応じたり、関係機関につなぐ等の支援を行います。

基本目標 4

地域での自立を支えるしくみづくり



目指す5年後の社会

だれもが住み慣れた地域で、いつまでも、安心して、生きがいを持って生活できるよう、福祉サービスの充実が図られ、相談・支援の窓口が連携を強化することで、分野にとらわれず、包括的・重層的に受け止め、適切な支援が行える体制の充実を図る取組が進んでいます。

基本施策

(1) 地域包括ケアシステム推進体制の充実

地域医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者等が、自宅等の住み慣れた場所で療養し、自分らしい生活を続けられるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進します。

基本施策

(2) 包括的支援体制の充実

地域での支え合い・助け合いでは解決できない複雑な課題や、既存の制度・分野ごとの制度では解決が困難な課題に対し、専門職や各関係機関の協働によって、包括的・重層的な支援体制を整備するとともに、自立した生活が送れるよう、福祉サービスの充実を図ります。

数値目標

	令和4年度 (現状)	令和7年度 (目標)	令和10年度 (目標)
主観的幸福感（10段階で7以上の割合）	56.9%	62.0%	65.0%
健康寿命と平均寿命の差 ※健康寿命＝日常生活動作が自立している（要介護度1以下）期間の平均	男性1.7歳 女性3.2歳 (R2)	男性1.5歳 女性2.8歳	男性1.4歳 女性2.7歳

具体的な取組

基本目標 4 地域での自立を支えるしくみづくり

基本施策（１）地域包括ケアシステム推進体制の充実



個別施策	取組内容
①在宅療養多職種連携の推進	高齢者福祉の分野では、多職種協働による在宅医療・介護を一体的に提供し、在宅での看取りも視野に入れた体制づくりを図るため、地域の医療・介護サービス資源の把握と情報共有、対応策を協議するとともに、研修等を実施し、地域の医師会等関係機関との連携をさらに強化します。 障害者福祉の分野では、高齢化が進み、障害の重度化・重複化の傾向が高まる中で、障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、在宅医療・福祉分野の関係機関の連携を推進します。
②健康づくりの推進	「自分の健康は自分でつくる」をスローガンに、乳幼児期から高齢期に至るまで、各ライフステージを意識し、「食による健康づくり」、「運動による健康づくり」、「病気の予防・早期発見・早期治療の推進」を柱に市民の健康づくりを推進し、健康寿命の延伸、要介護認定率の抑制を図ります。
②介護予防の推進	地区サロン活動など住民主体の通いの場に保健師や健康運動指導士、歯科衛生士が出向き、フレイル予防を中心に、運動や口腔ケアなどを指導します。 また、生活支援体制整備事業において、サロンの立ち上げ支援や外出支援のほか、生涯学習や老人クラブ活動など、高齢者の社会参加を促進し、介護予防につながる取組を推進します。
③精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障害のある人や高齢者等、誰もが地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健、医療、福祉関係者等による協議の場を設置し、地域での生活の場が確保されるよう包括的な体制を構築します。

基本施策（２）包括的支援体制の充実

個別施策	取組内容
①相談支援体制の充実	子育て支援センター、地域包括支援センター、障害者生活支援センター等を宮津市福祉・教育総合プラザに集約したことによる福祉分野の相談支援窓口の連携強化、適切な支援体制の充実を図ります。 また、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の相談窓口を統合拡充した「こども家庭センター」を新たに設置し、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもを対象に、切れ目なく一体的な相談支援を行います。
②生活困窮者自立相談支援の推進	生活困窮者に対する「くらしの相談窓口」を開設し、相談者に寄り添いながら、相談者の自立に向けて支援を行います。
③重層的支援体制の整備	複雑・複合化した課題を抱える世帯等を市全体で受け止める相談体制を整備するとともに、様々な相談機関（部課係、社協）でこれまで培ってきた各分野の専門性を活かしつつ、包括的に支援するため、それぞれの相談機関が連結し連動する体制の構築を目指し取組を推進します。 孤独・孤立、子どもの貧困、ヤングケアラー、犯罪を犯した人等、分野横断的な課題や制度のはざまにある問題を重層的に捉え、関係機関の協働により、課題解決のための適切な支援につなげる体制を構築し、コーディネーターとなる人材の整備を進めていきます。
④ひきこもり支援体制の整備	傷病や障害、いじめ、家庭環境など様々な理由によってひきこもり状態にある方とその家族を支援するため、専門知識を持つ民間団体や脱ひきこもり支援センター（京都府）、社会福祉協議会等関係団体と連携し、ひきこもり状態にある方が社会とつながりを強めていけるよう、社会参加、自立に向けた一体的な支援体制の整備を進めていきます。



第7章 計画の推進体制

第1節 地域福祉活動と福祉サービスの担い手の連携と協働

多様な福祉ニーズに対応し、誰もが住み慣れた地域で、いつまでも、安全で安心して、生きがいを持って生活できる地域を実現するためには、本市の取組だけでは不十分です。

地域住民、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、福祉サービス事業所、医療機関等、関係するあらゆる個人・団体とのより一層の連携と協働が不可欠であり、本計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体が互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら協働していきます。

1 市民との連携・地域解決力醸成への取組

地域課題に対して地域の住民のみなさんが主体的に参加し解決していただくことができるよう住民学習会を開催します。また、ボランティアやサロン活動などについて効果的な情報提供ツールを活用した周知に取り組みます。

2 民生委員・児童委員、ボランティア、社会福祉法人、NPO、民間事業者、医療機関等との連携及び推進

生活支援サービスの充実のために設置する第1層及び第2層協議体において、民生委員・児童委員、ボランティア、社会福祉法人、NPO、民間事業者等が連携し、地域のニーズと資源の見える化や問題提起、ニーズとサービスのマッチングなど地域の支え合いのしくみづくりを行い、きめ細かな地域福祉活動の展開を図ります。

また、地域医師会等関係機関との連携を強化し、在宅医療と介護を一体的に提供する体制づくりを推進します。

3 宮津市社会福祉協議会との連携及び推進

行政とともに地域福祉推進の中心的な役割を担う社会福祉協議会との連携をさらに強化し、協働により、地域福祉事業を推進します。

4 庁内の連携

地域福祉の推進には、保健、医療、福祉分野を超えて人権、教育、防災、建設等の担当との横断的な体制が重要であり、関係課との情報連携に努めます。

第2節 計画の進行管理

本計画の円滑な進行を図るため、「宮津市地域福祉計画推進協議会」において進行管理を行うとともに、施策や事業の計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act）を一連のサイクル（PDCA）とする進捗管理を行い、効果的・効率的な運用に努めます。

進捗管理は、各個別の計画におけるPDCAサイクルによる評価をもとに宮津市地域福祉計画に共通する事項を抽出し、評価することにより進めます。

また、毎年度1回、本計画に基づく事業の実施状況を公表します。

1 地域福祉計画（前回計画）の取組状況と検証

基本目標 1 地域福祉を推進する人づくり



- (1) 地域福祉の担い手の育成
- (2) 福祉教育の推進

個別施策

- 生活支援コーディネーターの活動支援・協議体の開催【重点】
- 地域活動などの担い手の育成・支援
- ボランティア団体の育成・活動支援
- 福祉教育の推進

【成果】

- 生活支援サービス研究会において、市内9地区において住民学習会を開催することができました。テーマを明確にした学習会の開催により見守りやサロン等活動の広がりが見られる地域もありました。また、新たな取組として、社会福祉法人の車両を活用した買い物支援＋健康体操の送迎やサロン活動の会場までの送迎などを行いました。この他にも、日置地区の移動支援に関する協議会を開催し、令和5年度を目途とした橋北移送サービスの日置地区へのエリア拡大に向けて取組を進めました。
- 社会福祉協議会が行う地域活動等の担い手として、高齢者が主体的・積極的に関わるよう支援するとともに、住民参加型の在宅福祉サービスの協力者などの育成、確保の取組を支援しました。
- 社会福祉協議会による市民のボランティア活動に関する意識の高揚と積極的な参加を促し、地域で活動する人材の発掘・育成に努めるボランティア振興事業を支援しました。また、高齢者が豊かな経験と知識を社会に還元できるよう、参加しやすいボランティア講座の開催やボランティア体験ができる機会の提供を支援しました。

【課題】

- 人口減少の問題も重なり、地域活動などの担い手が一部の方に偏ってしまう傾向があります。そのため、地域に潜在する担い手を活動に結び付けていくことができるよう、その周知や広報、活動等について検討を行い実践を重ねていくことが大切です。
- 計画期間の大半がコロナ禍であったため、活動の停滞や育成が進まなかったこともありましたが、助ける方々の高齢化等により、地域での助け合いが難しい状況となっています。
- 助け合いや地域活動への参加よりも、まず自分のための時間活用（助け合いや地域活動の基盤として、趣味や生きがい活動を通じた仲間づくりなど）を考えることが先という意識も高い傾向があります。
- 地域福祉活動の立上げ資金として、社協が取り組む「いきがい・助け合い基金」を活用した支援が開始されていますが、継続をしていく上で活動等に係る資金の確保が課題です。
- ノーマライゼーションの考えが浸透した社会の環境づくりが必要です。福祉教育の機会が限定的となっているため、異なった立場や価値観を持った方との交流機会や福祉教育・福祉学習の機会が身近な地域で得られるよう地域での体験や学習の場を増やしていくことが必要です。

基本目標 2 地域で助け合うつながりづくり



- (1) 地域福祉活動の促進
- (2) 地域での交流と生きがいづくりの推進
- (3) 関係機関との連携強化

個別施策

- 見守りネットワークの体制強化【重点】
- 宮津市社会福祉協議会への支援【重点】
- 地域福祉の啓発
- 民生児童委員及び協力者の活動支援
- サロン活動への支援
- グループ・サークル活動等の育成支援
- シルバー人材センターへの支援
- 福祉課題に対応する活動等の促進
- 市と社会福祉協議会の協働
- 福祉関係機関・事業者との連携強化
- 地域共生社会の実現のために社会福祉法人等が行う取組への支援

【成果】

- 高齢者等見守りネットワーク事業の関係機関との協力体制を構築し、協力事業所の新規登録や制度の周知に努めました。
- 行政とともに地域福祉推進の中心的な役割を担う社会福祉協議会が行う高齢者見守り支援事業（配食サービス、寝たきり高齢者等理容サービス、ひとり暮らし高齢者誕生日訪問事業）を支援するとともに、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、民生児童委員による見守りや日常生活支援の取組を支援しました。
- ケース対応等を通じた社会福祉協議会との連携、地域ケア会議や成年後見支援センター運営委員会等の会議を通じた関係機関・事業者等との連携の強化に取り組みました。
- 社会福祉協議会が相談や助成金の支援など積極的に行い、各地区に地域住民主体による子育てや高齢者の居場所づくりを進めることができました。

【課題等】

- 地域や在宅における福祉課題を住民と関係機関等が協力して解決できるような情報の共有や検討の機会が不足しています。
- 見守りネットワークと既存の地域団体等における見守り活動との連携(地域住民、民間事業者、行政が一体となった見守り体制)の強化が必要です。
- コロナの影響により、障害者自立支援協議会等が開催できなかったため、関係機関・事業所と十分な連携ができませんでした。

基本目標 3 安心して生活できる環境づくり



- (1) 防災と防犯の体制の充実
- (2) 福祉施設と人材の確保
- (3) 権利擁護等の推進

個別施策

- 災害時要配慮者への支援【重点】
- 地域防災力の向上
- 市民の支え合いによる防犯対策の推進
- バリアフリー化の推進
- 福祉施設整備の促進
- 福祉人材の育成・確保の推進【重点】
- 障害等を理由とする差別の解消の推進【重点】
- 虐待防止の推進

【成果】

- 災害時において要配慮者への早期連絡、安否確認の体制づくりを図るため、宮津市地域防災計画に基づく避難行動要支援者名簿の作成と要配慮者の個別避難計画の作成に努めました。
- 社会福祉法人が整備する認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備支援を行うなど、必要なサービス提供の基盤整備を進めました。また、入所施設において、感染症の拡大防止対策として、簡易陰圧装置の導入や家族面会室の整備などを支援しました。
- 福祉人材の育成・確保に向けて、介護福祉士修学資金の貸与や資格取得講習費用等の支援を行いました。また、京都府北部福祉人材養成システム総合実習センターにおける実習生やインターンの受け入れなど、施設の利活用の働きかけを行うとともに、北部他市町と連携の強化を図りました。
- 高齢者や障害者の虐待を未然に防止するため、高齢者等虐待防止ネットワーク運営委員会・成年後見支援センター協議会を開催し、その連携の強化を図りました。
- 児童虐待対策として、宮津市要保護児童対策地域協議会の代表者会議や実務者会議を開催し、個々のケースに迅速かつ適切な対応が図られるよう、連携の強化を図りました。
- 障害者差別解消法の周知を広く行うとともに、障害のある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的に配慮し、市主催の会議や講演会等への手話通訳や要約筆記者を派遣しました。

【課題等】

- 災害時等において、自治会・民生児童委員・行政等の協力による災害時要配慮者への支援や地域住民の支え合いによる地域防災力の向上を図る体制づくりが必要です。
- 年齢や性別、障害の有無にかかわらず、お互いの立場や価値観を理解し合い、地域福祉への関心や支え合いの心を育む中でより一層、権利擁護等の推進を図ることが大切です。
- 潜在化した虐待を把握し被害者を支援していくことの困難さを感じるとともに、虐待対応に係る期間が長期化する場合があります。また、虐待行為を行っている自覚がない方もおられ、虐待者に対する意識改革の必要性や啓発の強化が必要となります。

基本目標 4 地域での自立を支えるしくみづくり



- (1) 医療・介護・福祉等の連携
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) 福祉サービスの充実

個別施策

- 在宅療養多職種連携の推進
- 相談支援体制の充実
- 生活困窮者自立相談支援の推進
- 子ども・子育て支援の推進【重点】
- 高齢者支援の推進【重点】
- 障害者支援の推進【重点】
- 健康づくりの推進【重点】
- 広報活動の強化

【成果】

- 在宅医療・介護を一体的に提供する体制づくりを推進するため、地域の医療・介護サービス資源マップを作成するとともに、地域ケア会議や研修等を実施し地域の医師会等関係機関との連携の強化を図りました。
- 子ども家庭総合支援拠点（子育て何でも相談窓口）を開設して、子ども家庭支援員を3名配置し相談支援体制の充実を図りました。また、子育て支援センターにっこりあにおいて、子育て家庭の相談に応じるなど利用者支援事業を実施しました。
- 地区担当保健師が、子どもの発達や子育てに関する相談に応じたほか、住民健診の結果により、生活習慣の改善を図るための保健指導を行いました。
- 社会福祉協議会において、コロナの影響による生活困難者の相談窓口を設置し、支援制度の説明や事業による貸付相談、物資の提供等の支援により、困窮世帯への対応を行いました。また、市民の方からお米など物品による寄付があり、支援の輪が広がりました。
- 精神科病棟（入院）から地域生活（在宅）へ移行する場合には、退院前カンファレンス等による医療・福祉等関係者での統一した支援を行っています。

【課題】

- 在宅療養多職種連携による在宅看取り、人生会議等の普及・啓発や支援など、地域包括ケアシステムの実現に向けた継続的な取組が必要となります。
- 複合的な課題を抱える住民の福祉ニーズに対応できるよう、医療・介護・福祉・教育等の関係機関が連携を強化し、定期的な協議の場を持つことが必要です。
- 相談者のみの課題だけでなく、同居する家族も課題を抱えている場合が増えており（子育て、引きこもり、無職、借金、DVなど）、複合的な課題を抱える住民に対しては、世帯として支援を行う必要性が高まっています。
- 病気の予防・早期発見のための住民健診において、新たな層にアプローチし被検者を獲得できましたが、受診率の向上までには至りませんでした。

基本目標 5 権利と利益を護るしくみづくり



- (1) 利用者がメリットを実感できる制度の運用
- (2) 地域連携ネットワークの構築
- (3) 親族後見人等の不正防止の取組

個別施策

- 成年後見制度の周知【重点】
- 相談機能の強化
- 利用者本人の意思決定支援及び身上保護
- 地域連携ネットワークの構築【重点】
- 実施体制の整備
- 市民後見人の育成及び担い手の確保
- 制度理解のための広報活動の強化と地域住民の見守り意識の醸成【重点】
- 不正防止のための制度の周知の実施

【成果】

- 令和4年4月からの宮津市成年後見支援センターの開設にあたり、ホームページや広報誌において広報等啓発活動を行うとともに、チラシを作成し市内の高齢者・障害者関係施設に配布しました。
- 地域連携ネットワークの中核機関として、宮津市成年後見支援センター運営委員会の運営及び地域における法律、福祉等の専門職団体、関係機関等の連携強化を図ることを目的とした宮津市成年後見支援センター協議会を開催しました。
- 認知症サポーター養成講座等において、窓口の周知やチラシの配布を行っています。また、すこやか大学において、成年後見制度の周知に関する講演を行いました。

【課題】

- 成年後見制度は、一般に制度自体がわかりにくく、周知や活用が難しい面があります。そのため、高齢者やその家族はもちろん、高齢者・障害者関係施設等に加え、地域社会全体に向けた更なる周知や研修等の実施が必要です。
- 少子高齢化や人口減少が進行する中で、市民後見人や法人後見人等を含めた後見人の担い手の養成が求められます。また、家庭裁判所との連携の強化が必要です。
- 親族が後見人等を行う場合など活動についての相談やサポート体制の充実を図ることが必要です。

2 意見聴取から主な意見

(民生委員・児童委員、社協支会など福祉関係団体等)

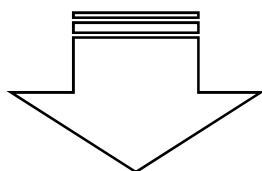


【地域福祉を推進する人づくり】について

Q. サロン活動やボランティア活動など地域福祉活動について

<課題>

- ・スタッフ、送迎の足の確保が課題。ボランティアの育成が必要
- ・子育て世代と高齢者をそれぞれ別々にサロンや活動をしている。
- ・行事の際の役員、参加者とも実質的に重複している事が多い。
- ・近隣の住民間で助け合うしかないが、今後、高齢者のみの世帯が増えると限界がくる。
- ・若い世代の自治会離れ
- ・スタッフの高齢化が進んでいるが、若い方の知恵も取り入れていきたい。
- ・サロンの参加者も固定化している。
- ・それぞれ様々な事情があり、中心となって積極的に活動する人材はないが、協力できる方はいると感じる。
- ・サロンを始めた頃は参加者も多かったが、足腰が弱くなり参加できなくなってくる。
- ・祭・葬式等各自治会や隣組の付き合いが形を変え、必然的に参加してきた事がなくなっている。
- ・団体の会員の高齢化や会員数が減少している中、役員のなり手がない。(事務や会議への出席の負担が大きい。)
- ・家まで迎えに行き、参加者が獲得できる状態
- ・市内でどんな活動があるのか知らない人が多いように感じる。まずは知ってもらう事が大切。若い世代はSNS発信が冊子などより身近だと思う。
- ・自治会未加入の方も増えており、困っているのかどうかさえ分からない。デメリットではなく、メリットを伝えていく必要がある。
- ・ボランティア活動のための移動手段がない。後継者も不足している。
- ・支援者と依頼者とのしてほしいことのズレがある。
- ・隣近所の付き合いが閉塞的になってきていると感じる。



<解決のために>

- ・一人で歩いて行ける範囲のサロン等の開催
- ・それぞれの活動の発表の場、体験談の共有化
- ・自分の得意な事や技術を生かした協力や参加
- ・小さなことでも継続していくことが大切
- ・高齢者サロンに児童を参加させる月をつくり多世代交流をする。
- ・役割を持った人だけが活動するのではなく、地域内全体で多くの支援者を。
- ・一人暮らしの男性が孤立しないような地域の活動を計画し実行できたらと思う。
- ・周囲の目を気にして、ボランティア活動ができない人もいると思うので、活動を始めた人への温かい見守りが大切だと思う。
- ・活動への継続的な資金援助
- ・災害時の不安を持っている方もあり、避難訓練など自治会単位で指定の場所に集まるだけでも効果的だと思う。
- ・困っている人が困っていると言える。助けてと声を出せる環境づくり、地域づくりが必要
- ・支援する側が元気であることが重要なので、介護者等への支援や在宅介護の支えが必要

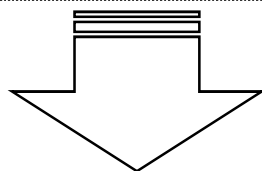
【地域福祉を推進する人づくり】について



Q. 人権意識の醸成や福祉教育の推進について

<課題>

- 民生児童委員や社協の役割・活動内容が知られていない。
- 福祉行政、民生児童委員、社協、包括支援センターを含めたネットワークが弱い。
- 人との関りは、まずあいさつからだと思うが、小学生の登校時でも、知らない人にはあいさつしないという感じが多々見受けられる。
- 悪いうわさはすぐに広がるが、良いことをしてもあまり褒められない風習があるように感じる。人権の意識は、若い人より高齢者の方が欠けていると感じる。
- 人権は大切だと分かっているけど、自分は違う、関係ないという自己意識
- (男女共同参画) これまで女性が担ってきた事に男性が参画する意識が低い。女性の社会進出は、男性の意識改革により空いた時間が確保できてからとなるのでは。
- 福祉の心を持った人が少ない。
- 乳幼児期からインクルーシブ教育が必要。小さな頃から様々な人がいることが当たり前の環境で育つこと、子どもが一人の「人」として人権意識を持って育てられることが重要



<解決のために>

- 世代や分野を超えて共に活動する機会や場所づくり。
- 福祉施設や社協での福祉体験は、子どもたちだけではなく、高齢者を含む大人も見学・体験をすることで、今後の生活や生き方を考えるきっかけになるのでは。
- 学校教育の中で福祉・人権の意識づけを。
- 世代や分野を超えて、普段から区別をせずに、顔を合わせてお互い言葉を交わす。
- 家庭で福祉の大切さを教え、みんなで研修を受ける。
- 子どもの頃から、家庭や学校で学ぶことが大切。大人は、言葉だけではなく行動で実践を。
- ボランティアグループの活動動画を見たり、活動されている方の話を聞き、自分ならどんなことができるかを考え、活動や利用者の反応を体感することで得られるものがあると思う。
- 障害者スポーツと一緒に楽しむ体験会などを行い、障害や障害者スポーツを知ってもらおう。
- 発達障害や精神障害に関する教育は慎重に扱う必要があるが、容姿から差別の対象になりやすい身体障害については、小さい頃から「お話し会」など当事者の話を聞く環境づくりが重要だと思う。
- 子どもの頃から学校の授業や地域の行事、清掃活動で地域や公共の役に立つことをやる事



【地域で助け合うつながりづくり】について



Q. 「我が事」として住民が主体的に地域づくりを進めるためには

- ・従来の縦割りを撤廃し、各機関・組織の横のつながり、連携の強化
- ・災害時の対応：自治会－民生児童委員－行政 この連携をスムーズに。
- ・高齢者サロンの参加者は、受け身だけではなく、自分たちの居場所づくりという意識を。
- ・お互い様の心を根付かせること。
- ・自由参加・自由解散・自己責任で週1回集まり、ラジオ体操や輪投げ等を楽しんでいるグループがある。自由な発想を形として実行されている。
- ・個々の生活を大切にする傾向があるので、先ずは、昔からの「向こう三軒両隣」の考えを。
- ・できないからやらないのではなく、できることを少しだけの意識付け。
- ・助け合いの輪を広げることから。警報等発令時に近所の方で一言声を掛け合う。
- ・活動をしたいと思っていても、自身が子育てや介護、生活のために仕事が忙しい人が多いと思うので、市全体で「ボランティア休暇」のような制度に取り組み環境づくりを進める。
- ・誰でも、自分や大切な身近な人が当事者になる可能性があるという意識を持つことで、地域福祉活動の必要性を感じるのではないかな。
- ・親が子どもを地域の集まりに連れて行けば、それが当たり前となり、自然と地域に目が向くのでは。
- ・活動はしてあげるものではなく、活動することが大事でもなく、活動しようと思う気持ちや活動を通じて得るものが大事

Q. 長いコロナ禍を経て、近所付き合いや地域福祉活動に変化を感じておられますか

- ・定期的に行っていたサロンがコロナ禍で中断していたため、少し消極的になっている。
- ・祭や行事の中止により集まる機会が減り、付き合い、コミュニケーションの減少
- ・近所づきあいや生活そのものに変化は特に感じない。
- ・人が集まる場を避けるようになった傾向がある。
- ・独居老人の様子が分からない時期があった。孤立化が進んだように感じる。
- ・コロナを理由にやらない意識が芽生え、元に戻す思考が生まれてこない。
- ・何もしないこと（楽さ）に慣れ、行動することをためらう人がいると感じる。
- ・コロナ禍で活動の流れが止まり、再起に精神的にも肉体的にも踏み切れない。
- ・施設にボランティアに行っていたが、コロナ禍以降、未だにボランティアを断られている。



【どんな福祉のまちになればよいと思いますか】

- ・誰もが安心して暮らせる地域づくりを。かつて、どこにでも存在していた「地域コミュニティ」を現在の時代に見合った形で再生できれば。基本は人と人のつながりを大切に。
- ・若者が未来に希望と夢を持って働き、楽しく子育てをすることができるまち。
- ・困った時に助け合える体制の整備と困っていることを言える環境づくり。
- ・生活に負担がないまち。
- ・世代や分野などの区別なく横のつながりを大切に。
- ・誰もが気持ちよくあいさつのできるまち。
- ・他人や周りのことを少し思いやれる。
- ・他人事から自分事として考える。まずは、行動に移せる第一歩を。
- ・子育て支援に関しては、子どもを取り巻く環境は、子どもが成長する過程で変化し多様化していくもので、包括的かつ継続的に支援できる団体でありたいと思うと、福祉と教育が分かれていると活動しづらいと感じている。「制度や分野ごとの縦割りでない」横のつながりがある仕組みがあるまちになってほしい。



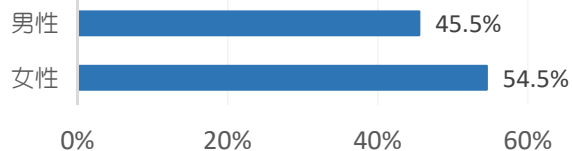
3 市民アンケートの結果



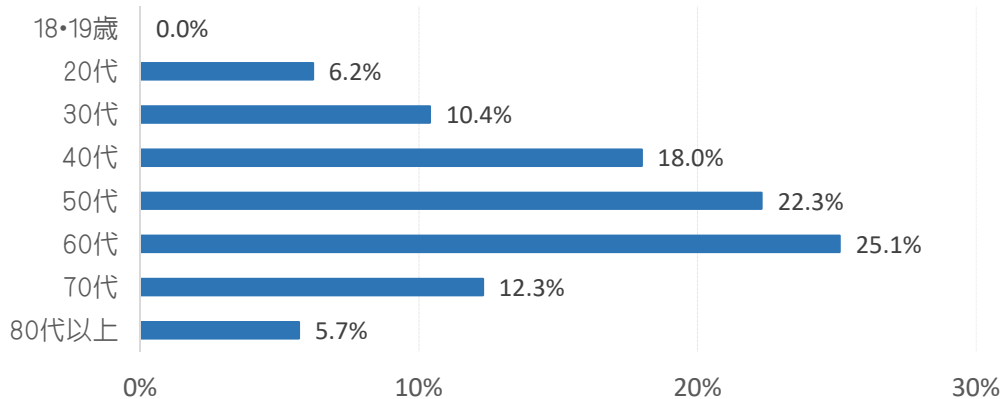
■期間：令和5年8月7日（月）～20日（日）

■方法：インターネットで実施（情報メール、HPにおいて周知）

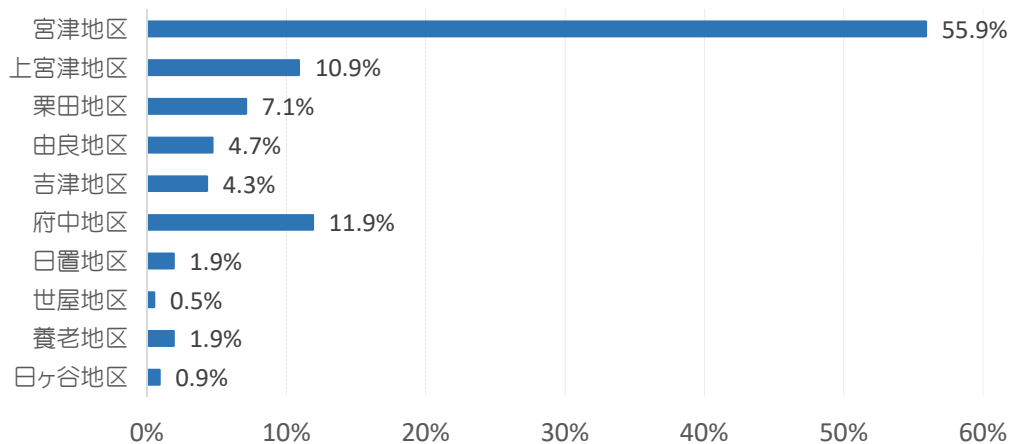
Q1. あなたの性別は



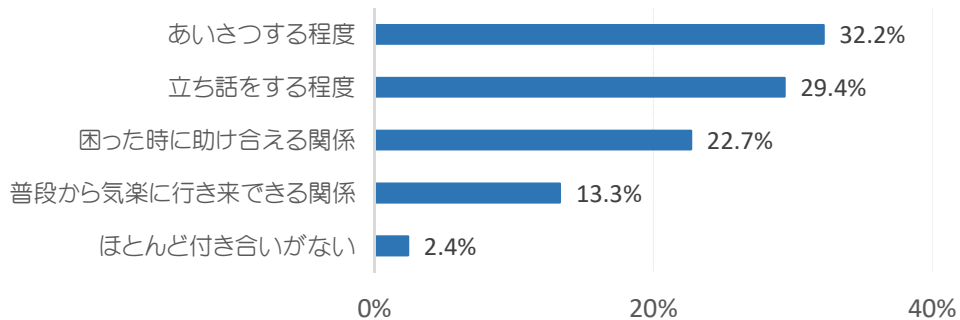
Q2. あなたの年齢は



Q3. あなたのお住まいの地区はどちらですか

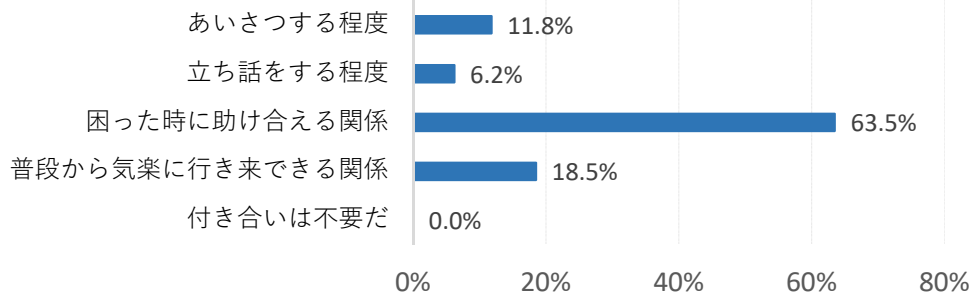


Q4. 隣近所とどの程度付き合いがありますか



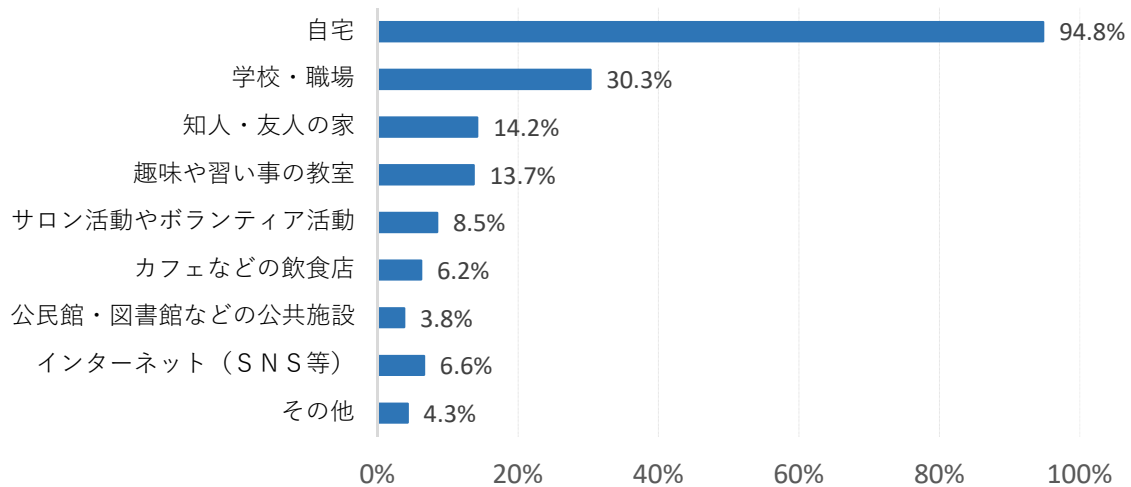


Q5.どの程度の近所付き合いがあることが、理想だと思いますか

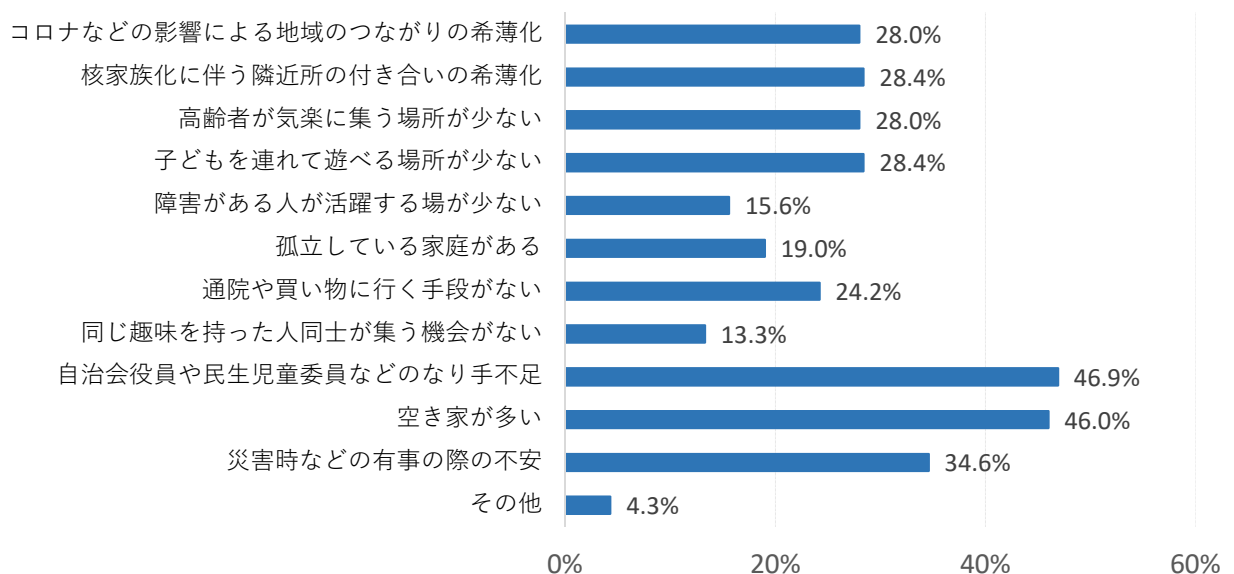


「隣近所とどの程度付き合いがありますか。」の問いに「あいさつする程度」、「立ち話をする程度」が61.6%であったのに対し、理想だと思うのは、「困った時に助け合える関係」が63.5%となりました。

Q6.あなたが自分の居場所と感じられる場所はどこですか(複数回答可)

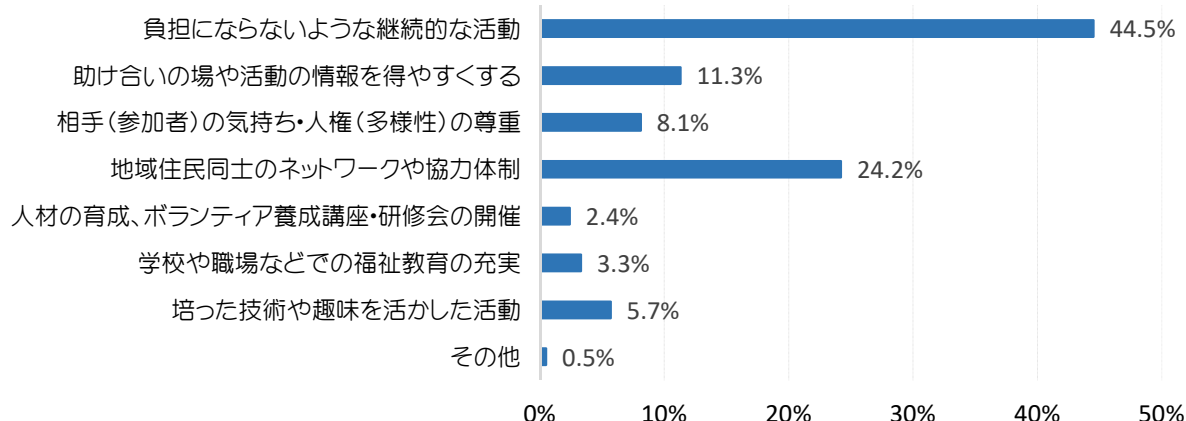


Q7.お住まいの地域の課題は何だと思いますか(複数回答可)



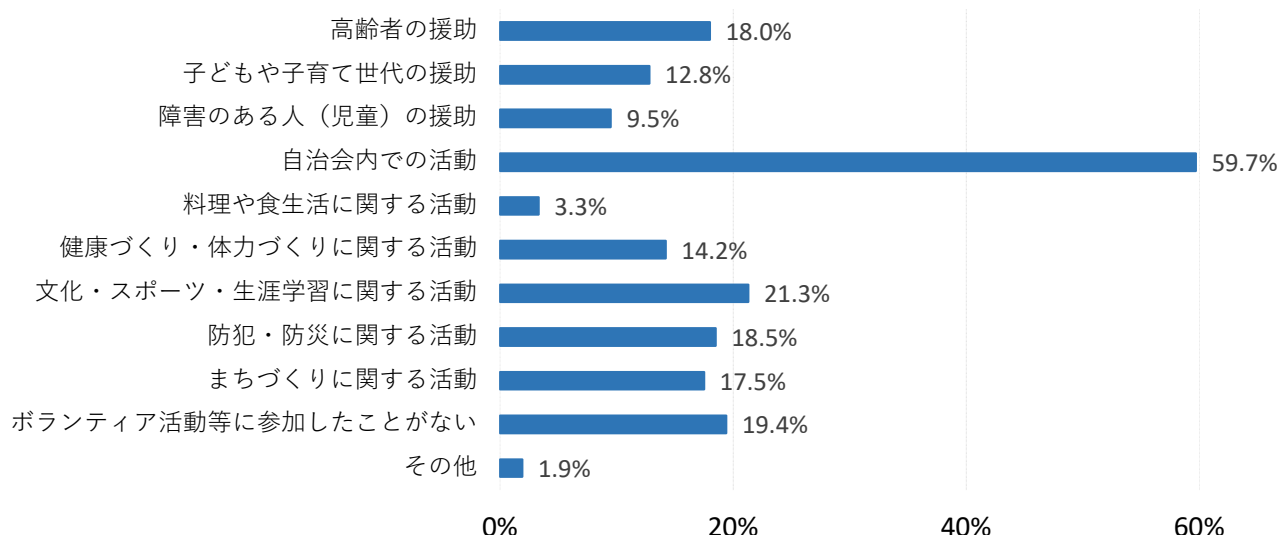


Q8.地域での助け合い、支え合い活動を活発にするために
特に大切なことは何だと思いますか。

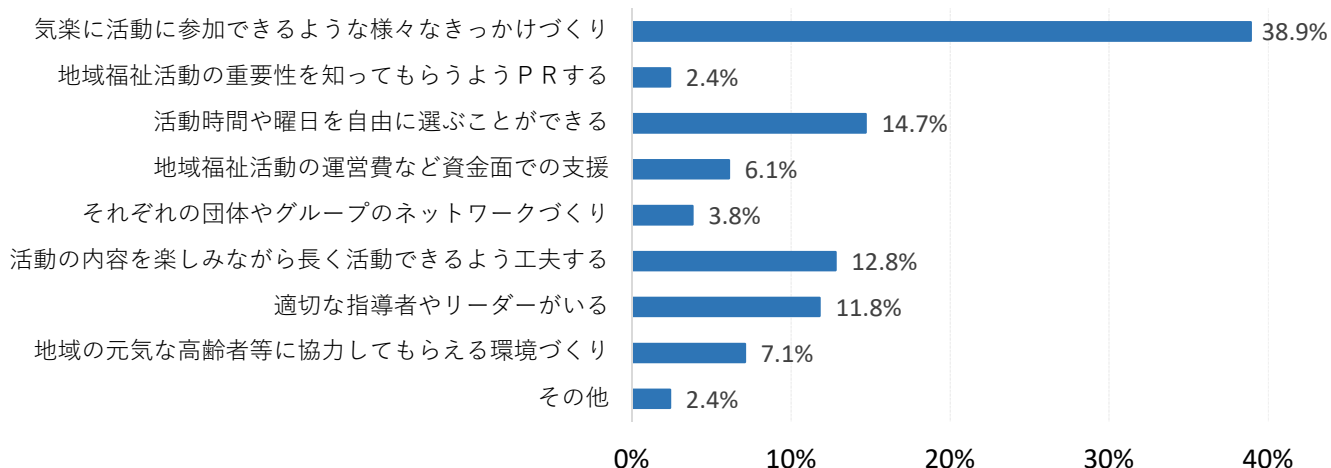


「地域の課題は何だと思いますか。」の問いに「自治会役員や民生委員などのなり手不足」とともに「空家が多い」、「災害時などの有事の際の不安」と答えた方が多くありました。防犯や防災体制の充実が望まれています。地域での助け合い、支え合い活動を活発にするために特に大切なことは、「負担にならないような継続的な活動」であるという結果となりました。

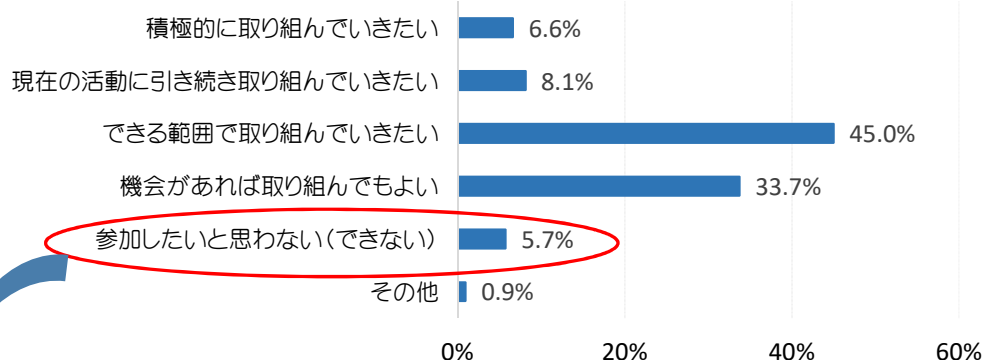
Q9.これまでどのようなボランティア活動等に参加してきましたか(複数回答可)



Q10.どのような条件を整えば、地域福祉活動やボランティア
活動への参加者が増えると思いますか(複数回答可)

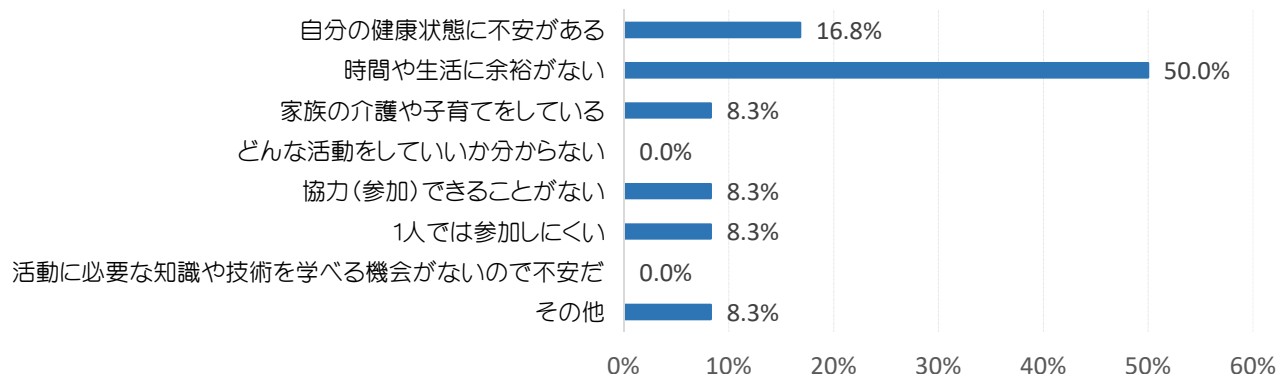


Q11. 今後のボランティア活動等に対する意向について

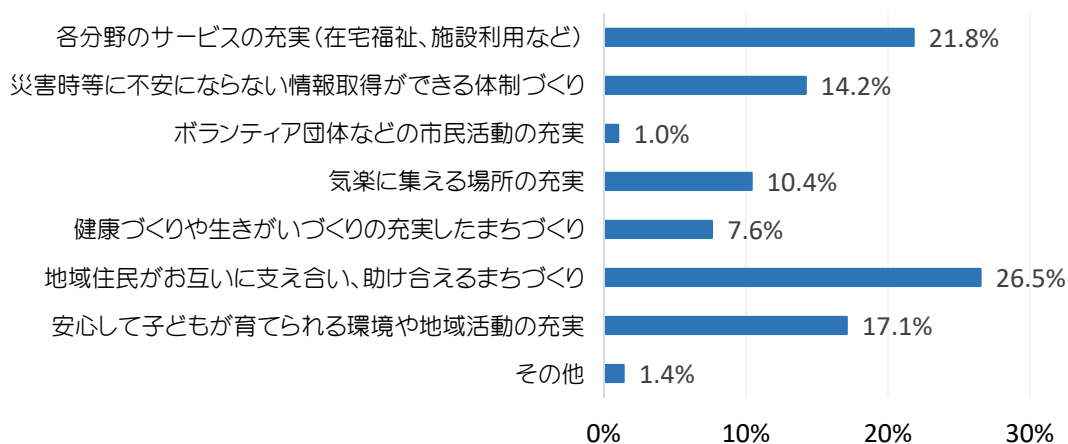


現在、地域福祉活動をされていない方も、「できる範囲で取り組んでいきたい」、「機会があれば取り組んでもよい」と回答された方が多くありました。

Q12. 参加したいと思わない(できない)理由は何ですか



Q13. 安全安心に住み慣れた地域で暮らしていくためには、どんな福祉環境があればよいと思いますか



「各分野のサービスの充実」とともに、「地域住民がお互いに支え合い、助け合えるまちづくり」の環境づくりの必要性が高まっています。地域共生社会の実現に向けて、人権や多様性を尊重した、地域住民相互の地域福祉活動の重要性が高まっています。



Q14. どんな地域社会・福祉のまちになればよいと思いますか(自由記載)

- 住民同士が普通にお互いを支え合い、助け合えることができるまち
- 必要な方に必要なサービスが届く地域社会
- 助けて“あげる”ではなく、得意な事や嗜好をのびのびと楽しんでいるうちに、おのずと周りも助かっているようなカタチが理想
- まずは挨拶が気楽にし合えること。挨拶し合う環境は防犯にもつながる
- まとめ役・世話役が負担にならないような活動内容と運営があれば…
- 助け合い、支え合いの心を持って、できる範囲の事を皆が少しずつできるまち
- 困りごとがなんでも相談できる窓口の充実と広報体制の強化
- 一人の人間として尊重され大事にされる平等で格差のない社会。温かみのあるまち
- 自助→共助→公助の順。まずは自助。そして近所づきあい等の共助を意識的に実施できる社会

など



宮津市地域福祉計画推進協議会委員名簿

区分別氏名（五十音順、敬称略）

区 分	委員氏名	団 体 ・ 役 職 名 等
学 識 経 験 者	稲岡 英志	司法書士（京都司法書士会丹後支部支部長）
関係機関及び 団体の役職員	上中 哲也	宮津市身体障害者団体連合会会長
	岡田 栄三	宮津市自治連合協議会会長
	橋本 俊次	宮津市老人クラブ連合会会長
	◎ 吉田 悦男	宮津市民生児童委員協議会会長
保健福祉医療 等の関係者	岩崎 充	障害者相談支援事業所結管理者
	○ 小田 和夫	(福)宮津市社会福祉協議会会長
	片尾 百孝	宮津市ボランティア連絡協議会会長
	木崎 直美	(公社)京都府看護協会宮津訪問看護ステーション管理者
	千賀 恵子	宮津市食生活改善推進員協議会会長
	前田 重人	(福)北星会 法人本部事務局長
	山口 妙子	宮津市子育て支援センターにっこりあセンター長
	山根 行雄	(一社)与謝医師会会長

◎ 会長 ○副会長

宮津市地域福祉計画推進協議会設置要綱

平成 28 年 3 月 31 日告示第 18 号

平成 30 年 3 月 6 日告示第 11 号

令和 2 年 9 月 10 日告示第 113 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条に規定する地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定し、円滑かつ確実な実施の促進等を図るため、宮津市地域福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 宮津市地域福祉計画の推進に関すること。
- (2) 地域福祉計画の策定に関する必要な事項について調査及び審議すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関及び団体の役職員
- (3) 保健福祉医療等の関係者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日の属する年度の翌年度の 3 月 31 日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長各 1 名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員が委嘱又は任命された後最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、地域福祉担当課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(宮津市地域福祉計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 宮津市地域福祉計画策定委員会設置要綱（平成 27 年告示第 34 号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

第 2 期宮津市地域福祉計画策定経過

年 月 日	内 容
令和 5 年 6 月 21 日	第 1 回宮津市地域福祉計画推進協議会 ・ 会長及び副会長の選出 ・ 第 2 期宮津市地域福祉計画策定の方向性について ・ 次期計画策定に係る今後のスケジュールについて
令和 5 年 8 月 7 日 ～令和 5 年 8 月 20 日	市民アンケートの実施
令和 5 年 9 月 21 日	第 2 回宮津市地域福祉計画推進協議会 ・ 第 2 期宮津市地域福祉計画骨子素案（概要）について （現行計画の振返り、意見聴取・アンケート結果、第 2 期計画の基本理念・基本目標・取組体系（案））
令和 5 年 11 月 16 日	第 3 回宮津市地域福祉計画推進協議会 ・ 第 2 期宮津市地域福祉推進計画中間案について
令和 6 年 1 月 10 日 ～令和 6 年 1 月 23 日	中間案パブリックコメントの実施
令和 6 年 2 月 22 日	第 4 回宮津市地域福祉計画推進協議会 ・ パブリックコメント等の実施結果について ・ 第 2 期宮津市地域福祉計画最終案について

【用語解説】

【あ行】

●アウトリーチ

英語で手を伸ばすことを意味する。社会的なつながりから孤立し、支援がいきとどいていない住民に対し、専門職が地域や個々の自宅等へ出向いて、支援や情報提供を実施する意味で用いる。

●青色パトロール

平成 16 年の運用開始以降、「自分たちの地域は自分たちで守ろう」という自主的な防犯活動として自動車に青色回転灯等を装着して地域の自主防犯パトロールを行う活動。

●医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために、恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、たんの吸引、経管栄養等の医療行為）を受けることが不可欠である児童のこと。

【か行】

●協議体

市町村が中心となり、地域に支えあいの輪を広げていくことを目的に、生活支援コーディネーターや介護予防・生活支援サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有を通して、生きがい・助け合い活動にかかる働きかけを行う住民同士の定期的な話し合いの場。

●京都府保育人材マッチング支援センター

保育士として働きたい方に保育士を必要としている職場を紹介し、就労支援を行っている。就職活動中の学生のほか、保育士の資格を持っていて現在保育職についていない方の再就職も支援している。

●京都府福祉のまちづくり条例

高齢者や障害のある人をはじめとする全ての人々が安心して快適に生活できるまちづくりを実現するため、平成 7 年に制定。互いを理解し、共に支え合う「こころのバリアフリー」の推進（ソフト的施策）と、多くの方が利用する施設等のバリアフリー化の推進（ハード的施策）を 2 つの柱としている。

●権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や認知症の高齢者、障がい者の権利擁護やニーズ表明を支援し代弁すること。

●口腔（こうくう）ケア

口腔疾患及び機能障害に対する予防、治療等を目的とする口腔清掃や保健指導、歯科治療や機能訓練を含むケアであり、誤嚥性肺炎の予防や介護予防の視点からも大切なケア。

●合理的配慮

障害のある人が障害のない人と同じように平等な生活を送れるよう、社会的障壁を取り除くための環境の変更や調整などの配慮を過度な負担が生じない範囲で講じること。

●高齢者等虐待防止ネットワーク

高齢者等の虐待の防止や早期発見、適切な支援を行うための関係機関や民間団体の協力体制。高齢者等の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第 16 条の規定により、市町村が整備するもの。

●高齢者等見守りネットワーク

高齢者世帯のほか、障害者及び病弱者の単身世帯等の地域における見守り支援を目的とした、地域ぐるみで構築するネットワーク。

●こども家庭センター

全ての妊産婦、子育て世帯、子どもを対象に一体的な相談支援を行う機関。

支援対象者の意見や希望を確認又は汲み取りつつ、関係機関のコーディネートを行い、地域のリソースや必要なサービスを有機的につないでいくソーシャルワークの中心的な役割を担う。

●こども基本法

子どもに関わる施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和 5 年 4 月 1 日に施行。全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子どもに関わる施策を総合的に推進することを目的としている。

●こども大綱

こども基本法に基づき、子どもに関わる施策を総合的に推進するために、国の基本的な方針、重要事項等を定めるもの。従来の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、こども大綱に一元化した。

【さ行】

●避難行動要支援者

高齢者や障害者など、災害発生時に自ら避難することが困難なため、避難行動に特に支援を必要とする人。

●在宅療養多職種連携

在宅療養を行う方が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、切れ目のない医療・介護を提供するために、医療・介護の各専門職が連携すること。

●市民後見人

弁護士や司法書士などの資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人等であり、市町村等の支援をうけて後見業務を適正に担う。

●主観的幸福感

包括的に自己評価した幸福感。

●障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（「障害者差別解消法」）

障害者基本法の基本理念に沿って、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や障害者への合理的配慮等について定めた法律。

●生活支援コーディネーター

生活支援サービスの充実及び高齢者の社会参加に向けて、ボランティア等の生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘など地域資源の開発や地域のニーズと地域支援のマッチ

ングなどを行うコーディネーター（地域支え合い推進員）。

●成年後見制度

判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などが契約の締結や費用支払などの財産管理、施設や介護サービスの選択などの療養介護についての契約などの法律行為を行うことが困難な場合に、後見人などを選任することにより、これらの人を支援する制度。

●成年後見支援センター運営委員会

成年後見支援センターの適切な運営、公正中立性の確保を図るため、行政、弁護士、司法書士等の専門職を交え、センターの運営、関係機関との連携について協議する場。

【た行】

●地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

●地域ケア会議

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの推進に向けた手法。

具体的には、地域包括支援センター等が主催する、個別事例の検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域支援ネットワークの構築につなげるなど、地域課題の発見・把握、地域づくり、資源開発の検討などを行う。

●地域資源

地域に存在する地域の課題解決に活用される、人的、物的、施設、設備等の資源のこと。

●地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される、地域の包括的な支援・サービス提供体制。

●認知症サポーター養成講座

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を全国で養成し、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを図るもの。

●ノーマライゼーション

障害のある人を特別視するのではなく、社会の中で普通の生活を送ることができるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

【は行】

●バリアフリー

障害のある人や高齢者等にとって障壁（バリア）となるものを取り除き、快適な生活を送ることができる社会を目指すという考え方。現在は、道路や施設等の段差等の物理

的な障壁だけでなく、社会的・制度的・心理的な障壁を取り除くという意味でも用いられる。

●プラットホーム

共通の目的、課題解決を達成するために、分野を超えた地域づくりの担い手が出会い、更なる展開が生まれる場。

●フレイル

病気ではないが、年齢とともに、筋力や心身の活力が低下し、介護が必要になりやすい、健康と要介護の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下が見られる状態のこと。

●法人後見人

社会福祉法人や社団法人、NPO 法人などの法人が成年後見人等になり、ご親族や専門職等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。法人後見では、法人の職員が成年後見制度に基づく後見事務を担当して行う。

●防犯推進委員協議会

犯罪や事故のない安全で安心な地域社会を実現するため、地域安全活動のリーダーとして、活動意欲、能力のある方、地域の活動に熱心な方、地域の実情に精通している方などの中から、警察署長、防犯協会長が委嘱する。

【ま行】

●宮津市成年後見支援センター協議会

成年後見等開始の前後を問わず、法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、専門職団体や関係機関の連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体。

●宮津総合実習センター

介護福祉養成校（舞鶴市）、現任者研修（福知山市）、京都府北部福祉人材・定着戦略会議（綾部以北の市町、保健所、職業安定所、介護・福祉団体及び京都府で構成）と連携しながら、府北部地域の福祉人材の確保・要請を効果的に進めるため、平成 29 年 9 月に宮津市に整備。

●民生委員・児童委員

民生委員法に基づき厚生労働大臣に委嘱され、地域住民に対する見守りや生活課題に関する様々な相談等、行政や関係団体と協力しながら支援を行う人。

なお、民生委員は児童福祉法第 16 条第 2 項の規定により児童委員も兼ねており、特に主任児童委員は児童福祉法に関することを専門に担当している。

【や行】

●ヤングケアラー

家族にケアが必要な人がいる場合に、本来は大人が担うと想定されている家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを日常的に行っている主に 18 歳未満の子ども。

●ユニバーサルデザイン

年齢や性別、障害の有無等にかかわらず、最初からできるだけ多くの人利用可能であるように建物、製品、環境、サービスなどをデザインすること。

第2期宮津市地域福祉計画

令和6年3月

発行 宮津市

〒626-8501

京都府宮津市字柳縄手345番地の1

TEL 0772-45-1618 FAX 0772-22-8438